

第13回 農林業協力プロジェクト・リーダー会議

昭和 59 年 2 月

国際協力事業団

農林水産計画調査部
農業開発協力部
林業水産開発協力部

JICA
L000
827
AF
LIBRARY

国際協力事業団	
受入 月日	'86.11.11
登録 No.	09421
	L000
	80.7
	AF

目 次

I	第13回農林水産業協力プロジェクトリーダー会議実施要領	1
II	昭和58年度農林水産業関係プロジェクト方式技術協力事業の実施 状況及び昭和59年度予算(政府原案)について	4
	1. 昭和58年度事業実施概況	5
	2. 協力分野別プロジェクト一覧	6
	3. 昭和58年度農林水産業関係プロジェクト協力計画概要	7
	4. 国内協力体制整備状況一覧	10
	5. 現地業務費技術広報費支出実績(農林業協力費)	16
	6. 昭和59年度国際協力事業団予算(政府原案)	17
	7. 農林水産業関係プロジェクト方式技術協力予算額(当初予算)の 推移	18
	8. 昭和59年度予算案の主な内容	19
	9. 昭和59年度予算新規事項	20
III	農林水産3部事務分担表	21
IV	新設・改正された制度(58.2~59.1)	
	A 専門家処遇関係	27
	1. 国際協力事業団海外共済会の弔慰金の額等の改正について (昭和58年5月26日企共第5-2号)	27
	2. 専門家の派遣手当等支給基準の一部を改正する達 (昭和58年6月7日、国協達第15号)	27
	3. 国際協力専門員に関する達 (昭和58年11月30日、国協達第23号)	31
	4. 国際協力専門員手当支払基準 (昭和58年11月30日、国協達第24号)	33
	B プロジェクト業務関係	35

1.	事前調査の共通T/Rと調査事例(タイ労災リハビリ センター)	35
2.	建物、施設の整備を要するプロジェクトの計画策定に 当たっての指針	42
3.	技術普及広報費の運用のあり方 (昭和58年6月22日企画部長)	45



I 第13回農林水産業協力プロジェクトリーダー会議実施要領

1. 目的

農林水産業に係る技術協力プロジェクトにつき各プロジェクトの現状、問題点、対応策等の検討及び相互の経験交流を行うとともに、昭和59年度の事業計画の検討を行い、もって農林水産業技術協力事業の円滑かつ効果的な推進に資することを目的とする。

2. 開催期日、場所

- (1) アジア・中近東・アフリカ・太平洋地域：インドネシア・ジャカルタ市
昭和59年 2月29日～ 3月 6日
- (2) 中南米地域：ペルー・リマ市
昭和59年 2月15日～ 2月20日

3. 出席予定者

- (1) アジア・中近東・アフリカ・太平洋地域
リーダー等 29名 (出席者リスト 別紙1)
関係者 外務省、農水省、文部省
JICA本部 理事、農林三部ほか
- (2) 中南米地域
リーダー等 11名 (")
関係者 外務省、農水省
JICA本部 農林三部ほか

4. 会議の運営等

- (1) 事務局は農林水産計画調査部農林水産計画課に置く。
- (2) 会議の効率的運営を図るためにアジア・中近東・アフリカ・太平洋地域については、別紙1の区分による分科会を設ける。

5. 議題 (議事日程 別紙2)

- (1) 昭和59年度予算の概要について
- (2) 昭和58年度事業実施状況について
- (3) プロジェクト事業の基本方針について
- (4) プロジェクトの現状と問題点について
- (5) 特別議題について
- (6) 昭和59年度事業計画について (個別協議)

別紙 1

1. アジア・中近東・アフリカ・太平洋地域

(1) リーダー等

分科会名	プロジェクト名	リーダー等氏名
第1分科会 (試験・研究)	インドネシア農業研究	リーダー 泉山 陽一
	インドネシア農業開発リモートセンシング	" 三根 稔
	インドネシア作物保護	" 奈須 壮兆
	インドネシアポゴール農科大学農産加工	" 松山 晃
	インドネシア家畜衛生	専門家 村上 一
	インドネシア浅海養殖	リーダー 吉光 虎之助
	韓国農業気象災害研究	" 森谷 睦夫
	タイ国立雑草科学研究所	" 野田 健児
	タイカセサート大学 (研究)	" 川口 桂三郎
	タイカセサート大学 (機械)	" 今泉 七郎
	タイ家畜衛生	チーフアドバイザー 岡本 哲男
	タイ沿岸養殖	リーダー 増尾 致和
フィジー水産養殖	" 本荘 鉄夫	
第2分科会 (実証・訓練・普及)	インドネシア農業中堅技術者養成	リーダー 竹内 博
	インドネシアかんがい排水センター	" 石坂 仁兵
	インドネシア養蚕開発	" 森 信行
	インドネシア南スマトラ森林造成	チーフアドバイザー 岡部 広二
	インドネシア南スマトラ森林造成	リーダー 池田 強
	マレーシア水管理訓練	" 大口 美喜男
	ネパールジャナカプール農業開発	" 江崎 憲朗
	フィリピンカガヤン農業開発	" 栗原 實
	フィリピンボホール農業開発	" 安尾 正元
	フィリピンパンタバンガン林業開発	チーフアドバイザー 大崎 郁次郎
	タイかんがい農業開発	リーダー 中島 淳一郎
	タイ造林研究訓練	" 土屋 利昭
タイ木材生産技術訓練	" 石原 文夫	
タイカセサート大学 (普及)	" 長井 次雄	
エジプト稲作機械化	" 冨田 豊雄	
タンザニアキリマンジャロ農業開発	" 井上 淳二	

- (2) 関係省及びJICA本部
 外務省、農水省及び文部省
 JICA本部（理事、農林三部ほか）

2. 中南米地域
 (1) リーダー等

プロジェクト名	リーダー等氏名
ブラジルリベイラ農業開発	リーダー 吉澤 孝之
ブラジル農業研究	尾形 保
ブラジルサンパウロ林業研究	中野 實
チリ水産養殖	長沢 有晃
チリ沿岸漁業訓練普及	山田 暲
ホンジュラス農業開発	天野 斯文
メキシコ家畜衛生センター	三浦 康男
パラグアイ農業開発 (CRIA)	町田 暢
パラグアイ農業開発 (CEMA)	芹沢 孝之
パラグアイ林業開発	佐藤 敏雄
パラグアイ家畜繁殖	海老名 六郎
ペルーアマゾン林業現地実証 (オブザーバー)	安養寺 紀幸
ペルー水産加工センター (オブザーバー)	長倉 克男

- (2) 関係省及びJICA本部
 外務省及び農水省
 JICA本部（農林三部ほか）

別紙 2

1. アジア・中近東・アフリカ・太平洋地域

月 日	午 前	午 後	備 考
2月28日 (火)	(ジャカルタ市へ集合)		
2月29日 (水)	受付 開会式 挨拶	<全体会> 本部説明(議題(1),(2),(3)) 質疑応答	
3月1日 (木)	プロジェクト活動報告 (議題(4))	同左 質疑応答 特別議題趣旨説明	
3月2日 (金)	<分科会> 特別議題(議題(5))		
3月3日 (土)	<現地視察>		②参照
3月4日 (日)	<休日>		
3月5日 (月)	<個別協議> (議題(6))		
3月6日 (火)	<全体会> 分科会報告 質疑応答・各省コメント 閉会式	(帰国準備)	
3月7日 (水)	(帰国)		

② 分野 視察先

- 農 業 農業研究、作物保護、ボゴール農科大学、植物園
- 農業普及
訓練 農業中堅技術者養成プロジェクト(チヘア)
- 水 産 浅海養殖(アンチョール、セラシ)
- 林 業 林業試験場(ボゴール)、植物園
- 畜 産 家畜衛生試験場(ボゴール)、畜産試験場(ボゴール)

2. 中南米地域

月 日	午 前	午 後	備 考
2月14日 (火)	(リマ市へ集合)		
2月15日 (水)	受 付 開会式 挨拶	< 全体会 > 本部説明 (議題(1),(2),(3)) 質疑応答	
2月16日 (木)	< 全体会 > プロジェクト活動報告 (議題(4))	< 個別協議 > (議題(6))	
2月17日 (金)	< 現地視察 >		⑧ 参照
2月18日 (土)			
2月19日 (日)	< 全体会 > 特別議題 (議題(5))		
2月20日 (月)	< 全体会 > 各省コメント 閉会式	(帰国準備)	
2月21日 (火)	(帰 国)		

⑧ 分 野 視 察 先
 農業・畜産 高地農業、CIP
 林 業 アマゾン林業 (現地実証)
 水 産 水産加工センターほか

II 昭和58年度農林水産業関係プロジェクト方式技術協力事業の実施状況及び昭和59年度予算（政府原案）について

- 昭和58年度の農林水産業関係協力事業の実施状況は以下のとおりである。
- (1) プロジェクト方式の技術協力は、昭和58年12月末現在で、16か国42プロジェクトとなった。
 - (2) これらのうち、ビルマ中央農業開発訓練センター、タイ東北農業研究、タイ木材生産技術訓練及びホンジュラス農業開発研修センターの4プロジェクトが本年度新たに発足した。
 - (3) 本年度中に、これらのプロジェクトに派遣される専門家は長期、短期を合わせて、延約520名（12月末長期在任者数、188人）、カウンターパート等の研修員受入は127名、機材供与は約26億円となるものと見込まれる。
 - (4) 本年度派遣されるプロジェクト関係の調査団は、事前調査13件、実施協議10件、実施設計4件、計画打合せ11件、巡回指導27件、機材維持管理3件、エバリエーション8件、基礎調査3件、アフターケア2件の合計81件となる予定である。
 - (5) なお、中国から農業、畜産、林業及び水産の各分野から5件の技術協力要請があり、中国に対する農林水産分野のプロジェクト

方式技術協力の実施の可能性を見極めるための事前調査を行った。

- (6) 昭和58年度から新たに技術普及広報費が認められ、プロジェクト周辺住民等に対し、パンフレットの作成、展示会の開催等によりプロジェクトの目的、活動、成果等の普及を図ることとしている。

○ 昭和59年度予算（政府原案）について

昭和59年度国際協力事業団予算のうち、農林業協力費、産業開発協力費及び技術協力センター費の概要は以下のとおりである。

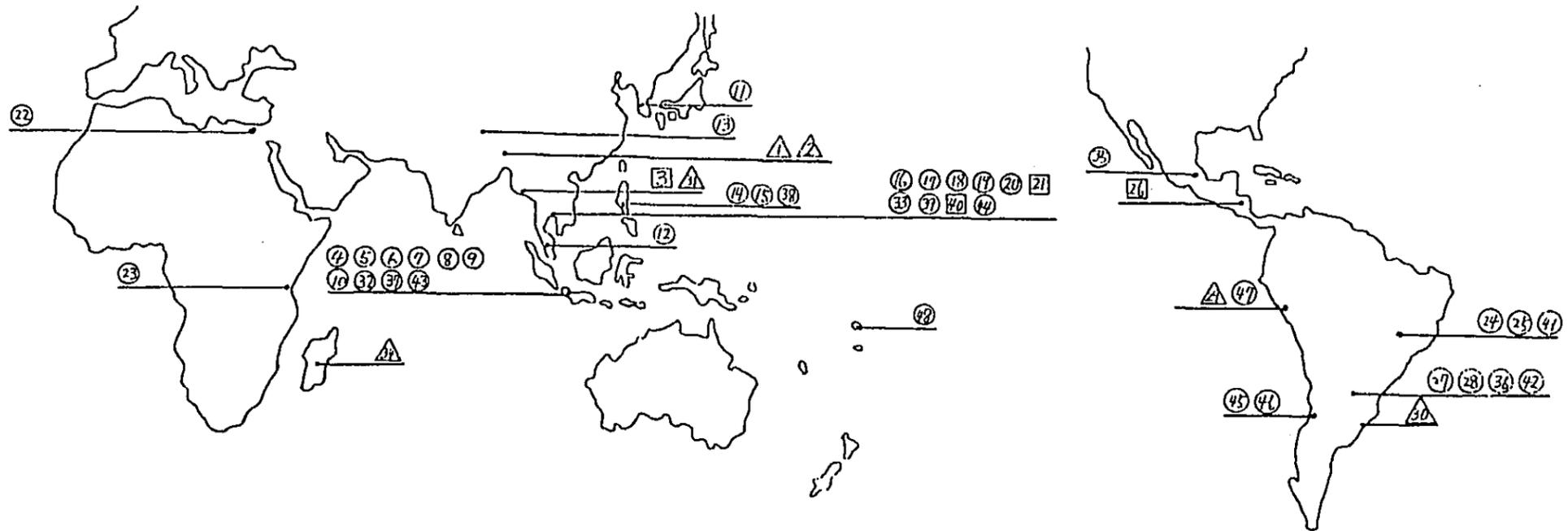
- (1) プロジェクト方式による農林水産業の技術協力の大半を占める農林業協力費は、70億5千万円（対前年度4.7%増）となった。増加の主な要因は、プロジェクト数の増加に伴う派遣専門家数の増加に加えて、所属先給与補填の充実、貧困国対策費の強化等が図られたことによる。
- (2) また、新たに類似プロジェクト間における専門家及びカウンターパートの技術、経験の交換に必要な経費として「技術交換費」が措置された。
- (3) 産業開発協力費及び技術協力センター費のなかで、農林水産業関連として、それぞれ約2億8千万円、約3千万円の経費が見込まれている。

1. 昭和58年度事業実施概況

	農 林 業	産 業 開 発	セ ン タ ー	計
1. 事業費総額：当年度分	6,689,091 千円	3,032,811 千円	971,288 千円	7,089,500 千円
繰越分	739,685	25,670	3,692	769,047
計	7,428,776	3,289,511	1,008,200	7,858,547
2. プロジェクト数	44 (継35, 終5, 新4)	3 (継2, 終1)	1 (継1)	48
3. 調査団：事前	12 件	1 件	件	13 件
実施協議	9	1		10
実施設計	4			4
計画打合	10	1		11
巡回指導	24	2	1	27
機材維持	3			3
エバリュエーション	8			8
基礎調査	3			3
アフターケア	2			2
計	75	5	1	81
4. 専門家派遣：継続	97 人	6 人	1 人	104 人
帰国	95	3	0	98
交代・新規	78	0	2	80
短期	211	8	8	227
計	481	17	11	509
5. 機材供与：当年度分	2,315,975 千円	1,150,750 千円	29,000 千円	2,460,050 千円
繰越分	739,685	25,670	3,692	769,047
計	3,055,660	1,407,450	32,692	3,229,097
6. 研修員受入	116 人	7 人	4 人	127 人

2. 協力分野別プロジェクト一覧

農業分野のプロジェクト		畜産分野のプロジェクト		林業分野のプロジェクト		水産分野のプロジェクト	
No	国名/プロジェクト名	No	国名/プロジェクト名	No	国名/プロジェクト名	No	国名/プロジェクト名
①	バングラデシュ農業普及	16	タイかんがい農業開発	④①	ビルマ畜産開発	37	インドネシア南スマトラ森林造成
②	バングラデシュ園芸研究	17	タイカセサート大学(研究)	32	インドネシア家畜衛生	38	フィリピンパンタバンガン林業開発
③	ビルマ中央農業開発訓練センター	18	タイ国立雑草科学研究所	33	タイ家畜衛生	39	タイ造林研究訓練
4	インドネシア農業研究	19	タイとうもろこし<産開>	④④	マダガスカル畜産開発	④④	タイ木材生産技術訓練
5	インドネシア養蚕開発	20	タイカセサート大学(普及・機械)	35	メキシコ家畜衛生センター	41	ブラジルサンパウロ林業研究
6	インドネシアボゴール農科大学	21	タイ東北タイ農業開発研究	36	パラグアイ家畜繁殖	42	パラグアイ林業開発
7	インドネシア農業中堅技術者養成	22	エジプト稲作機械化	小計 6か国 6プロジェクト		小計 5か国 6プロジェクト	
8	インドネシアリモートセンシング	23	タンザニアキリマンジャロ農業開発	(注) プロジェクト名の後の<産開>は産業開発事業、<センター>は技術協力センター事業である。 □印は新規発足、△印は終了プロジェクトである。			
9	インドネシア作物保護	24	ブラジル農業研究				
10	インドネシアかんがい排水センター	25	ブラジルリベイラ農業開発				
11	韓国農業気象災害研究	②⑥	ホンジュラス農業開発研修センター				
12	マレーシア水管理訓練	27	パラグアイ農業開発				
13	ネパールジャナカプール農業開発	28	パラグアイ食品市場改善<産開>				
14	フィリピンカガヤン農業開発	②⑨	ペルー野菜流通改善<産開>				
15	フィリピンボホール農業開発	③⑩	ウルグアイ野菜研究				
小計 15か国 30プロジェクト		小計 15か国 30プロジェクト					



3. 昭和58年度農林水産業関係プロジェクト協力計画概要

昭和59年1月31日現在

	調査団派遣計画					専門家派遣計画					各種事業実行計画	機材供与実行計画 千円	研修員 受入数 人	備 考	
	種 類	派 遣 時 期				継続 人	帰国 人	新規 交替 人	計 人	短期 人					
		I	II	III	IV										
農 林 業 協 力 費															
バングラデシュ 農業普及	エバリュエーション	●	●			0	8	0	8	0	中堅技術者養成対策費	3,896千円	3人	58.10.12終了	
” 園芸研究	巡回指導		●			0	4	0	4	5		8,000	1	58.11.2終了	
ビルマ畜産開発	—					0	5	0	5	1		69,000	0	58.4.11終了	
” 中央農業開発訓練 センター	(実施協議)		●			0	0	4	4	(4) 2	モデルインフラ整備費	50,000	0		
インドネシア 農業研究	エバリュエーション		●			0	6	5	11	4		26,151	5		
” 養蚕開発	計画打合せ			●		3	3	2	8	6	普及効果測定調査費、モデルインフラ 整備費、視聴覚等教材整備費	40,000	1		
” ボゴール農科大学 産加農工	—					2	2	1	5	6		32,375	2		
” 家畜衛生	巡回指導		●	●		3	0	0	3	7		42,000	3		
” 浅海養殖	巡回指導		●			1	3	0	4	5		47,353	2		
” 南スマトラ森林造成	エバリュエーション		●			4	3	3	10	6	視聴覚等教材整備費	65,500	4		
” 中堅技術者	エバリュエーション		●		○	5	2	0	7	4	中堅技術者養成対策費	72,100	4		
” リモートセンシング	巡回指導		●			2	2	2	6	8		25,300	4		
” 作物保護	巡回指導				●	4	0	0	4	9		84,235	4		
” かんがい排水センター	巡回指導		●			6	0	0	6	8	中堅技術者養成対策費	82,648	4		
韓 国 農業気象災害研究	計画打合せ				○	0	0	2	2	10		114,000	5		
マレーシア 水管理訓練	巡回指導		●			4	0	1	5	4		37,000	2		
ネパール 農業開発	巡回指導			●		3	0	0	3	3	普及効果測定調査費	45,700	1		
フィリピン カガヤン農業開発	—					0	6	0	6	7		40,000	6		
” バンタワンガン 林業開発	巡回指導		●			3	8	8	19	8	中堅技術者養成対策費、モデルインフラ整備費	70,000	4		
” ボホール農業開発	計画打合せ				●	0	0	2	2	2	モデルインフラ整備費	140,000	2		
タイ かんがい農業開発	巡回指導		●			9	1	1	11	2		83,400	3		
” 家畜衛生	エバリュエーション		●		●	2	3	2	7	7	特殊案件実施計画費	85,000	3		
” カセサート大学 (研究)	—					2	0	1	3	10		60,000	4		
” カセサート大学 (普及・機械)	巡回指導		●			2	1	0	3	13	中堅技術者養成対策費、モデルインフラ整備費	143,200	4		
” 国立雑草科学研究所	巡回指導				○	2	0	2	4	5		130,200	0		

	調査団派遣計画					専門家派遣計画					各種事業実行計画	機材供与実行計画	研修員 受入数	備考
	種類	派遣時期				継続	帰国	新規 交替	計	短期				
		I	II	III	IV									
タイ 沿岸養殖	巡回指導			●		3	0	0	3	5		131,900千円	3人	
" 造林研究訓練	巡回指導			●		4	2	2	8	8	パイロットインフラ整備費、 適正技術開発研究費	94,000	3	
" 東北農業研究	(事前調査) 実施協議	●		●		0	0	0	0	3		0	0	
" 木材生産技術訓練	実施協議 実施設計		●	●		0	0	4	4	2	モデルインフラ整備費	98,000	3	
エジプト 米作機械化	巡回指導		●			3	2	2	7	6		80,000	4	
マダガスカル 畜産開発	計画打合せ		●			0	5	0	5	3		40,000	2	58. 11. 10 終了
タンザニア キリマンジャロ農業開発	巡回指導				●	3	3	4	10	3	中堅技術者養成対策費、 適正技術開発研究費	71,000	3	
ブラジル 農業研究	(計画打合せ) 巡回指導	●			○	2	5	5	12	3		62,500	3	
" リベイラ農業開発	エバリュエーション				○	5	1	0	6	1		30,500	0	
" 林業開発	エバリュエーション		●			1	5	3	9	3		75,000	0	
チリ 水産養殖	巡回指導			●		5	0	0	5	7		91,000	3	
" 沿岸漁業訓練	計画打合せ			●		0	0	4	4	1		50,000	2	
ホンジュラス 農業開発	(実施協議) 計画打合せ	●			○	0	0	4	4	1	モデルインフラ整備費	50,000	2	
メキシコ 家畜衛生センター	巡回指導			●		3	2	2	7	8		98,600	4	
パラグアイ 農業開発	エバリュエーション		●			4	5	4	13	2	中堅技術者養成対策費	68,000	4	
" 林業開発	エバリュエーション		●			1	4	3	8	4	中堅技術者養成対策費	45,000	4	
" 家畜繁殖	実施設計 計画打合せ		●	●		1	1	5	7	4	モデルインフラ整備費	90,000	2	
ウルグアイ 野菜研究	—					0	3	0	3	1		10,000	2	58. 7. 18 終了
フィジー 水産養殖	—					5	0	0	5	4		90,000	1	
インドネシア 食料作物開発センター	事前調査		●											
" ムラワルマン大学 林業研究センター	事前調査				○									
マレーシア 農科大学海洋水産学部	事前調査		●											
ザンビア ザンビア大学獣医学部	事前調査				○									
中国 農林水産業協力 プロジェクトファイディング	事前調査	●												
ブルネイ 林業研究	事前調査	●												
タイ かんがい技術センター	事前調査			●										
ケニア プロジェクトファイディング	事前調査			●										
中南米 農林水産業協力 プロジェクトファイディング	事前調査				○									

	調査団派遣計画				専門家派遣計画					各種事業実行計画	機材供与実行計画 千円	研修員数 人	備考	
	種類	派遣時期				継続	帰国	新規 交替	計					短期
		I	II	III	IV									
南太平洋農林水産業協力 プロジェクトファイディング	事前調査				○	人	人	人	人	人				
スリランカ農業開発	(実施協議)			●	○									
タイ農協育成	実施協議			●										
" 動物医薬品検定	実施協議				○	0	0	0	0	(2)	0	2		
バングラデシュ農業大学	実施協議				○									
アルゼンチン国立漁業学校	計画打合せ			●										
中南米農林水産業協力	計画打合せ				○									
アジア米モデルインフラ指導	巡回指導				●									
アジアパイロットインフラ指導	巡回指導				○									
" プロジェクト運営指導	巡回指導		●											
南太平洋 中南米	巡回指導			●										
アジア農業協力	機材維持管理				○									
" 林業協力	機材維持管理		●											
" 水産業協力	機材維持管理		●											
アジア計画基準作成調査 南太平洋(水産養殖)	基礎調査				○									
アジア開発基礎調査 (熱帯土壌保全)	基礎調査			●										
エジプト教育研究開発	基礎調査			●										
フィリピンパイロット農場	アフターケア			●							11,550			
マレーシア稲作機械化	アフターケア			●							11,550			
産業開発協力費														
タイとうもろこし産業開発	巡回指導				○	3	0	0	3	3	13,340	2		
パラグアイアスンシオン市 食品市場改善	巡回指導			●		3	0	0	3	2	95,695	3		
ベルー野菜流通改善	計画打合せ				○	0	3	0	3	3	24,155	2	58.9.15終了	
アジア アフリカ	プロジェクトファイディング (事前調査)				○									
技術協力センター費														
ベルー水産加工センター	巡回指導				○	1	0	2	3	8	29,000	4		

(注) 1. 調査団派遣計画の種類()は前年度からの繰越分を示す。
2. 専門家派遣計画の()は長期調査員を示す。

4. 国内協力体制整備状況一覧

名称(関係プロジェクト名)	主要検討内容	支援機関名、委員名	運営方式	開催状況
<p>研究協力</p> <p>インドネシア農研 ブラジル農研 韓国農業気象研 インドネシア作保 タイ雑草研 パラグアイ農開 タイ東北タイ農研</p>	<p>専門家に係る技術的支援 試験機関のあり方 研修員受入れ試験場 試験用機材の仕様</p>	<p>久保祐雄 農業技術研究所 物理統計部長 岩田徳一 同 病理昆虫部長 徳永美治 同 化学部長 楠淵欽也 同 生理遺伝部長 田中市郎 農業研究センター総合研究官(作物)、 内田忠雄 果樹試験場企画連絡室長 滑田安孝 農林水産技術会議事務局国際研究協力官 本村悟 熱帯農業研究センター企画調査室長 梅谷献二 農業技術研究所病理昆虫部昆虫科長 猪山純一郎 農業研究センター耕地利用部長 井上喬二郎 同 総合研究官(作業) 船曳英男 農業機械化研究所 企画調査部長 (農水省試験研究機関の再編成に伴い、国内委員会の構成を再 検討中)</p>	<p>(社)国際農林業協力協会 委託による国内委員会開 催</p>	<p>57. 11. 5 58. 6. 21 58. 9. 21</p>
<p>園芸研究協力</p> <p>バングラデシュ園芸 ウルグァイ野菜</p>	<p>専門家に係る技術的支援 試験機関における野菜果樹の比重 研修員受入れ方法 導入可能品種の検討</p>	<p>津田保昭 野菜試験場企画連絡室長 菅原祐幸 同 育種部長 下村徹 同 環境部長 内田忠雄 (前出) 七条寅之助 果樹試験場育種部長 本村悟 (前出) 滑田安孝 (前出) 高橋和彦 野菜試験場栽培部長 (農水省試験研究機関の再編成に伴い、国内委員会の構成を再 検討中)</p>	<p>同 上</p>	<p>57. 12. 2 58. 9. 13</p>

名称(関係プロジェクト名)	主要検討内容	支援機関名、委員名	運営方式	開催状況
タイ・カセサート大学 研究協力	専門家に係る技術的支援 バイオマス研究の課題 研修員受入れ方法 バイオマス研究機械の選定	杉 二 郎 東京農業大学総合研究所所長 田 口 久 治 大阪大学工学部微生物工学国際交流センター 上 田 清 基 筑波大学応用生物学 小 崎 道 雄 東京農業大学微生物学教授 高 野 泰 吉 名城大学農学部教授 浅 平 端 京都大学農学部教授 飯 塚 宗 夫 千葉大学教授	(社)国際農林業協力協会 委託による国内委員会の 開催	
学 位 取 得 インドネシア農研 インドネシア作物保護 ポゴール農科大学 タイ家畜衛生 タイ雑草研究	研修員受入れ方法 現地指導者の確保 授与大学への協力依頼等	杉 二 郎 東京農業大学農学部農学科教授 同 総合研究所所長 海外農業教育・研究開発協会会長 西 山 喜 一 東京農業大学農学部農業拓殖学科教授 熱帯作物研究室 海外農業教育・研究開発協会事務局長 馬 場 勉 東京農業大学農学部農学科教授 作物研究室 藤 井 博 東京農業大学農学部農学科教授 植物病理学研究室 小 崎 道 雄 東京農業大学農学部農芸化学科教授 応用微生物学研究室 沢 田 玄 正 東京農業大学農学部農学科教授 昆虫学研究室 山 本 出 東京農業大学農学部農学科教授 農業生物有機化学研究室 沼 田 安 孝 農林水産省農林水産技術会議事務局国際研究 協力官	同 上	58. 3. 18 59. 3 (予定)

名称(関係プロジェクト名)	主要検討内容	支援機関名、委員名	運営方式	開催状況
農業普及 カガカン農開 ボホール農開 インドネシア中堅 ネパール・ジャナカ プール農開 タイかんがい農開 タイカセサート普及 マレーシア水管理 パラグアイ農開 インドネシアかん排 エジプト米作機械化 ブラジル・リベイラ農開 タンザニア・キリマ ンジャロ農開	専門家に係る技術的支援 試験場から農家への技術導入 道府県からの専門家発掘 地域開発センターの役割 現地語普及教材のあり方について	田 所 萌 全国農業改良普及協会会長 木 村 豊 男 同 事務局長 藤 田 康 樹 全国農村青少年教育振興会事務局長 関 清 千葉県農村部農業改良課主任専門技術員 折 原 俊二郎 農林水産省農業者大学校副校長 粕 谷 和 夫 同 農蚕園芸局普及教育課普及指導官	(社)国際農林業協力協会 委託による国内委員会の 開催	57. 12. 16 58. 10. 18 58. 11. 21 58. 12. 23
市場流通 ベルー野菜流通改善 パラグアイ市場流通 改善	専門家に係る技術的支援 市場流通の課題 市場運営関係供与機材の選定 研修員受入機関の選定	国内委員会委員人選中であるが、以下の委員を予定している。 多 田 誠 食品需給研究センター常務理事 西 山 繁 野菜供給安定基金審査役 本 谷 二 郎 農林水産省食品流通局野菜専門官 本 橋 繁 海外農林業協会理事 他 1 - 2 名	同 上	年度内2回開催予定 59. 1 59. 2

名称(関係プロジェクト名)	主要検討内容	支援機関名、委員名	運営方式	開催状況
<p>かんがい排水</p> <p>インドネシア・リモセン インドネシア・CGSC フィリピン・カガヤン農開 フィリピン・ボホール農開 ブラジル・リベイラ川流域 タイ・かんがい農開 マレーシア・水管理訓練 ネパール・ジャナカプール農開 エジプト・米作機械化 ビルマ・中央農開訓練 ホンデュラス・農開研修 タンザニア・キリマンジャロ農開</p>	<p>(1) 派遣前のかんがい排水分野専門家に対する助言</p> <p>(2) 派遣中の専門家に対する関係情報の提供</p> <p>(3) 協力活動推進上の技術的問題に対する解決策の検討</p> <p>(4) 資機材の選定・製作等に係る助言</p> <p>(5) その他かんがい排水関係協力の支援に関すること</p>	<p>(財) 日本農業土木総合研究所</p> <p>委員名</p> <p>安 富 六 郎 茨城大学教授 農学部農業工学科</p> <p>宇和川 正 人 駒沢大学教授 文学部自然科学科</p> <p>江 頭 輝 国土庁地方振興局農村整備課</p> <p>中原通夫(座長) 農業土木試験場水工部長</p> <p>中 村 良 太 東京大学助教授 農学部農業工学科</p>	<p>(財) 日本農業土木総合研究所委託による国内委員会の開催</p>	<p>年度内3回開催予定</p> <p>58. 12. 14</p> <p>59. 2. 1 (予定)</p> <p>59. 3. 15 (予定)</p>
<p>リモートセンシング</p> <p>インドネシア・農開 リモセン</p>	<p>リモセンによる農業開発適地選定システムの確立において次の項目について検討した。</p> <p>選定主題要素及び評価方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○精度の検証方法 (アンケートをとり入れた精度検証) ○評価手法 (等級分級法に重回帰分析法をフォローさせた適地選定システム) 	<p>(座長)</p> <p>中川 徳郎 元プロジェクトリーダー</p> <p>深山 一弥 北海道農業試験場</p> <p>秋山 侃 農業環境技術研究所</p> <p>宇田川武俊 同</p> <p>福原 道一 同</p> <p>石田 憲治 農業土木試験場</p> <p>斎藤 元也 草地試験場</p> <p><オブザーバー></p> <p>山本 博 アジア航測元プロジェクト専門家</p> <p>那須 充 同</p>	<p>直営方式(事務局:農業技術協力課)</p>	<p>58. 12. 19</p> <p>今後の開催については、問題点の動向に応じ検討する。</p>

名称(関係プロジェクト名)	主要検討内容	支援機関名、委員名	運営方式	開催状況
インドネシア養蚕開発	視聴覚教材作成に係る技術的支援	福田紀文 (財) 蚕糸科学研究所長 大井秀夫 蚕糸試験場育種部長 杉山八郎 熱帯農業研究センター研究第1部主任研究官 阿部芳彦 同 菊地 賢 蚕糸試験場病理部害虫研究室長 山本 賢 蚕糸試験場九州支場主任研究官 西 昇一郎 藤井 賢 大日コンサルタント株式会社取締役 村上有孝 農蚕園芸局蚕業課課長補佐	直営方式及び(株)ビスコ委託による国内委員会の開催	58. 6. 7 58. 10. 8 59. 2. 10 (予定) 59. 2. 25 (予定)
畜産 ビルマ畜開 マダガスカル畜開 パラグアイ家畜繁殖	熱帯における家畜の改良方針 専門家に係る技術的支援	山田行雄 京都大学農学部教授 阿部猛夫 家畜改良事業団顧問 上野嘩男 農林水産省畜産局家畜生産課長 大久保 暎 家畜改良事業団専務理事 板橋 勅 日本草地協会調査部長	(社) 中央畜産会委託による国内委員会の開催	57. 12. 21 58. 1. 27 58. 10. 18
家畜衛生 インドネシア家畜衛生 タイ " メキシコ "	家畜衛生専門家に係る技術的支援 適正ワクチン製造方法 予防衛生の訓練 特殊機械の仕様 生物学的製剤の生産システム 国際研究協力 (ILRAD等) インドネシア動物医薬品検定計画	熊谷哲夫 東京農工大学農学部教授 倉益茂実 日本生物科学研究所理事 清水悠紀臣 農林水産省家畜衛生試験場企画連絡室長 緒方宗雄 農林水産省畜産局衛生課長 沢田 実 農林水産省動物医薬品検査所検査第一部長	同上	57. 12. 21 58. 1. 28 58. 7. 13 58. 11. 22

名称(関係プロジェクト名)	主要検討内容	支援機関名、委員会	運営方式	開催状況
熱帯造林、森林土壌、苗畑 タイ造林研究訓練 南スマトラ森林造成 バンタバンガン林業開発 パラグアイ林業開発	専門家に対する造林、苗畑、森林土壌の3分野に係る技術的支援 報告書の質を高め、内容、構成とも充実したものにするための報告書作成方法	坂口勝美(造林、苗畑) 日本林業技術協会顧問 橋本与良(土壌、苗畑) 同 松井光瑤(造林、土壌) 同 原敬造(造林、苗畑) 難波宣士(造林、土壌) 林業試験場調査部長 内村悦三(造林) 同 海外林業調査科長 有光一登(土壌) 同 土壌第三研究室長 日野幸敏(苗畑) 林木育種協会	(社)海外林業コンサルタント協会委託による国内委員会	58. 11. 2 59. 1. 19 59. 2 59. 2 59. 3 59. 3
チリ水産養殖	サケ・マスの海洋回帰に係る生物学的、技術的諸問題	水戸敏 水産庁研究課参事官 丹羽昭彦 同 北海道さけ・ますふ化場長 小林哲夫 同 同 調査課長 木村義一 同 同 事業第1課長 白旗総一郎 同 北海道区水研養殖部長 小野登喜雄 同 同 漁業協力室長 高木健二 同 遠洋水産研北洋資源第1研究室長 待鳥精治 同 研究課研究管理官 小坪覚 同 国際課課長補佐 小林番 釧路水産試験場漁業科長 飯岡主税 岩手県栽培漁業センター宮古分場長	直営方式(事務局:水産協力室)	57. 7. 2 58. 9. 27 59. 3. 1(予定)
水産養殖 インドネシア浅海養殖 タイ沿岸養殖 フィジー水産養殖	水産養殖にかかわる技術的諸問題	支援機関:養殖研究所、地区水研、東京大 能勢健嗣 水産庁養殖研究所栄養代謝部長 福所邦彦 同 育種研究室長 船越将二 同 代謝研究室 菅野尚 水産庁東海区研究所企画連絡室長 堀越増興 東京大学海洋学研究所教授	同上	58. 4. 1

5. 現地業務費技術広報費支出実績(農林業協力費)

59. 1.14

プロジェクト名	金額	内容	備考
タイ かんがい農業開発	千円 385.-	パンフレット	英文・タイ文 各 500部
タイ造林研究訓練	500.-	パンフレット	無償建物開所式 に配布 1,600部
チリ水産養殖	528.-	ポスター	親魚発見促進用 500枚
//	976.-	パンフレット	2,000部

6. 昭和59年度国際協力事業団予算(政府原案)

(単位:千円)

区 分	昭和57年度		昭和58年度		昭和59年度		
	予 算 額	伸 率	予 算 額	伸 率	予 算 額	伸 率	対前年度増減額
I 国際協力事業団交付金	66,079,395	108.3	71,875,232	108.8	77,734,413	108.2	5,859,181
1. 海外技術協力事業費	53,006,376	108.2	58,420,738	110.2	63,419,683	108.6	4,998,945
(1) 研修員受入事業	8,466,141	108.7	9,691,873	114.5	10,461,592	107.9	769,719
(2) 専門家派遣事業	7,990,987	108.2	8,897,758	111.3	9,252,893	104.0	355,135
(3) 開発調査事業	12,307,777	106.6	13,190,380	107.2	13,958,328	105.8	767,948
(4) 技術協力センター事業	4,632,006	118.2	5,018,303	108.3	5,445,857	108.5	427,554
(5) 機材供与事業	1,338,807	125.4	1,431,590	106.9	1,480,941	103.4	49,351
(6) 保健医療協力事業	3,651,568	103.4	3,768,675	103.2	3,927,045	104.2	158,370
(7) 人口家族計画協力事業	660,847	127.3	774,893	117.3	814,360	105.1	39,467
(8) 農林業協力事業	6,210,957	107.9	6,734,458	108.4	7,049,755	104.7	315,297
(9) 専門家等福利厚生事業	333,916	111.7	376,461	112.7	416,478	110.6	40,017
(10) 専門家養成確保事業	682,640	107.8	779,721	114.2	839,787	107.7	60,066
(11) 開発協力事業	743,355	105.2	786,711	105.8	820,867	104.3	34,156
(12) 産業開発協力事業	1,295,893	108.4	1,424,286	109.9	1,515,700	106.4	91,414
(13) 無償資金協力促進事業	94,230	110.2	112,540	119.4	122,740	109.1	10,200
(14) 青年海外協力隊派遣事業	4,597,252	112.6	5,433,089	118.2	6,248,213	115.0	815,124
(15) アセアン青年招へい事業	0	—	0	—	1,065,127	—	1,065,127
2. 海外移住事業費	1,910,293	104.1	1,991,960	104.3	2,000,813	100.4	8,853
3. 管 理 費	11,162,726	109.8	11,462,534	102.7	12,313,917	107.4	851,383
II 国際協力事業団出資金	5,068,000	119.0	5,118,000	101.0	4,651,000	90.9	△467,000
1. 開発投融资事業出資金	200,000	200.0	400,000	200.0	800,000	200.0	400,000
2. 移住投融资事業出資金	1,450,000	100.0	1,450,000	100.0	1,230,000	84.8	△220,000
3. 施設取得等出資金	3,418,000	126.1	3,268,000	95.6	2,621,000	80.2	△647,000
計	71,147,395	109.0	76,993,232	108.2	82,385,413	107.0	5,392,181

(注) (1) 国費ベースの予算額である。

7. 農林水産業関係プロジェクト方式技術協力予算額(当初予算)の推移

予 算 項	(単位：千円)					プロジェクト実施件数			
	55	56	57	58	59	55	56	57	58
① 農 林 業 協 力 費	5,235,807	5,755,867	6,210,957	6,734,458	7,049,755	35	41	42	45
② 産 業 開 発 協 力 費	183,773	240,950	298,349	308,510	284,792	2	3	3	2
③ 技 術 協 力 セ ン タ ー 費	444,761	294,612	157,615	97,128	30,267	3	2	2	1
合 計	5,864,341	6,291,429	6,666,921	7,140,096	7,364,814	40	46	47	48

注1) プロジェクト方式技術協力予算には、調査団派遣費、専門家派遣費、専門家の現地業務費、機材供与費等が含まれる。

2) ①は、農林水産関係技術協力プロジェクトに関するもの

3) ②は、主に地場産業の育成に関するもので、農林水産物の加工、流通を協力の主体とするもの

4) ③は、技術者の訓練センター等に関する技術協力プロジェクトであり、うち農林水産関係のもの

5) プロジェクト実施件数は、当該年度内に実施されたプロジェクトの全件数を示す。

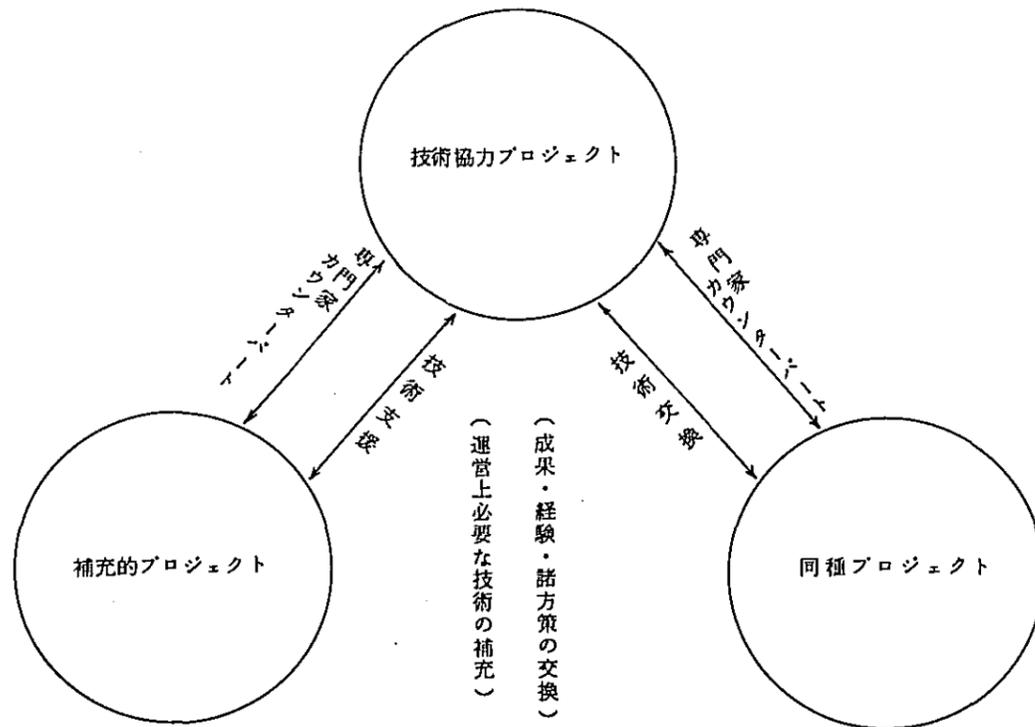
8. 昭和59年度予算案の主な内容

科	目	主	な	内	容
1. 農林業協力費					
	調査団派遣	603,501千円	1. プロジェクト数46件→50件(+4件)		
	専門家派遣	4,004,259	2. 調査団件数57件→58件(+1件)		
	機材供与	2,400,894	事前9件→9件、実施協議7件→7件、実施設計4件→4件、巡回指導14件→14件、機材維持3件→3件、計画打合		
	アフターケア	41,101	9件→10件、エバリュエーション8件→8件、基礎3件→3件		
	計	7,049,755	3. 構成比の改訂 (コンサル割合) 事前調査: 0/5→2/5、実施協議3/4→2/4、		
			4. 専門家数311人→339人(+28人)		
			継続120人→132人(+12人)、帰国56人→56人(+0人)、新規68人→70人(+2人)、		
			短期67人→81人(14人)、長期調査員28人→35人(+7人)		
			5. 貧困国対策費の単価アップ 125,530円→149,310円(18.9%アップ)		
			6. (新)技術交換費の新設2件		
			7. 単価アップ		
			所属先給与補填(3.1%)、コンサル報酬:主任技師(2.0%)、技師A(0.3%)、技師B(0.4%)、		
			技師C(2.0%)		
2. 研修員受入費	10,461,592千円	1. 受入人数3,981人→4,146人(+165人)			
		2. 滞在費7,300円→7,400円(+100円)			
3. 専門家等福利厚生費	416,478千円	健康管理旅行実施率	1/6→1/5		
4. 専門家養成確保費	839,787千円	ライフワーク専門家	10人→20人		

9. 昭和58年度予算新規事項

(目) 現地業務費 技術交換費

プロジェクト方式技術協力をより効果的に実施するためには、従来より各プロジェクト毎に蓄積されてきた技術体系、技術開発の成果および技術問題解決のための諸方策に関し近隣諸国の同種プロジェクト間及び補充的プロジェクト間の技術交換を行い、蓄積された技術の有効的活用を図っていくことが必要であり、かかる技術交換を目的とした関係プロジェクト間の交流を専門家、カウンターパート、教材、成果品等の交流を通じて行う。また、この技術交換によって単に技術上の問題解決にあたるだけでなく、各プロジェクトの効率的な運営及び自主運営の維持、発展のために役立つものと期待される。



Ⅲ 農林水産三部事務分担表

(1) 農林水産計画調査部

職 名	氏 名	所 掌 業 務
部次調査 長長役	土西高 屋野橋 晴世藤 男界雄	農林水産業開発に関する技術協力及び開発協力に係る専門的事項、その他特命事項に関する事 農林水産業関係専門家の養成確保及び処遇に関する事 農林業協力基礎調査(国別事後調査等)に関する事 農林業開発協力に関する調査
農林水産計画課		(1) 農林業開発(水産業を含む。以下同じ)に関する技術協力及び開発協力の企画及び調整に関する事。 (2) 農林業開発に関する技術協力及び開発協力の調査に係る計画に関する事。 (3) 農林業開発に関する技術協力及び開発協力の効果の評価に関する事。 (4) 農林業開発に関する技術協力及び開発協力の予算に関する事。 (5) 専門家に係る給与、諸手当等の支払、福利厚生、その他庶務的事項に関する事。 (6) 他の課の所掌に属さない事項に関する事。
課長代理 長理	上森 杉下 朝 健充	開発調査及び開発協力事業の計画及び予算の執行管理の総括。 管理的経費の計画及び執行管理の総括。
課長代理	藤本 達 男	農林業協力事業、技術協力センター事業及び産業開発協力事業の計画及び予算の執行管理の総括。 運営審議会農林業部会、リーダー会議その他定例的会議に関する事。
農林水産技術課	松谷 広 志 鹿島 春 美 中村 秀 敏 阿部 チズ 子 小幡 幸 子 大沢 英 生	開発調査事業費の計画及び予算管理に関する事。 農林業協力事業の計画及び予算管理に関する事。 技術協力センター事業、産業開発協力事業及び開発協力事業の計画及び予算管理に関する事。 専門家の諸手当に関する事。 文書管理、部内庶務に関する事。 基礎調査(国別事後、教育・研究計画基準作成調査)、開発協力調査、農林水産業関係専門家の養成確保及び処遇に関する事。
		(1) 専門家等人員の養成及び確保に関し、農林業開発(技術協力に係る水産業開発を含む)に係る専門分野における企画及び実施に関する事。 (2) 農林業開発に関する基礎的調査に関する事。 (3) 農林業開発に関する技術協力及び開発協力に必要な技術に関する情報の収集、分析及び提供に関する事。
課長代理 長理	真宮 勢 徹 美谷 下 男 笠原 島 彦 須藤 和 昭	農林業協力、産業開発協力に関する事務調整 開発調査に関する事務調整 開発調査(パラグアイ・ヤシレタ、ザンビア・カンピロンビロ、フィリピン・ボホールPhuSe II) 農林業協力(インドネシア・農業開発センター、南太平洋プロファイ) 開発調査(インドネシア・ネガラ川、エジプト・コールドストレージ、 インドネシア・カリアングム、フィリピン・グマイン川、チリ・マポーチヨ川) 農林業協力(ザンビア・ザンビア大学獣医)

職名	氏名	所掌業務
	松田 教男	開発調査(フィリピン・アスエ川、フィリピン・かんがいシステム維持管理、インドネシア・アサハン、オマーン・ワジジジ) ジャマイカ・ブラツクリバーローアモラス、スーダン・アブガザバ)
	田尻 照久	農林業協力(タイ・かんがい技術センター) 開発調査(エジプト・エルファアユーム、タイ・メチヤン、ホンデユラス・アグアン川) 農林業協力(タイ・農協組織育成、バングラデシュ農業大学院)
	園安 法夫	産業開発協力(中国・北京肉類卵類研究センター) 開発調査(フィリピン・マツノ川、中国・三江平原、アルジェリア・フェツアラ湖、タイ・サカエ克蘭)
	熊代 輝義	農林業協力(中南米プロファイ) 開発調査(エジプト・北部ホサイニア及びポートサイド南部、エジプト・南部ホサイニア、PllaSe II、 タイ・東北タイ南部中規模かんがい、シエラレオーネ・ロンベ、ペルー・チヤンカイワラル)
	丹羽 憲昭	農林業協力(中国農林水産業協力プロファイ、スリ・ランカ・マハベリ) 開発調査(タンザニア・ムコマジバレイ、コロンビア・パンプロニータ川、タイ・穀物貯蔵施設整備、イラン・カスピ海沿岸米作) 農林業協力(中近東アフリカプロファイ)

(2) 農業開発協力部

職名	氏名	所掌業務
部長 調査課 農業開発課	田内 亮忠 宮川 清	日伯共同セラード開発事業の試験的及び拡大事業の調査に関することならびにその他特命事項。 (1) 農業開発に関する技術協力及び開発協力の調査に係る実施計画の作成に関すること。 (2) 農業開発に関する技術協力及び開発協力の調査の実施に関すること。 (3) 農業開発に関する施設等の整備事業の受託及び実施に関すること。 (4) 農業開発に関する技術の指導に関すること。 (5) 農業開発協力部の所掌事務で、他課の所掌に属さないものに関すること。
課長 課長代理	橋口 次郎 野川 英三 江川 敬三 木下 正文 吉田 千枝 坂本 みゆき	部内外業務の調整連絡、予算執行調整、部内特殊業務 産業開発協力関係プロジェクト、支出負担行為(産業開発)、プロジェクト基盤整備 支出負担行為(畜産、農投課)、応急対策、プロジェクト基盤整備、海外事務所への送金、無償関連 支出負担行為(農技協課)、支出予算実施計画、支出実績整理、 支出負担行為(管理費)、部内庶務、文書、国内旅費事務、会議費の整理
畜産開発課		(1) 畜産開発に関する技術協力及び開発協力の調査に係る実施計画の作成に関すること。 (2) 畜産開発に関する技術協力及び開発協力の調査の実施に関すること。 (3) 畜産開発に関する技術協力プロジェクトに関すること。 (4) 畜産開発に関する施設等整備事業の受託実施に関すること。 (5) 畜産開発に関する技術指導に関すること。 (6) 農業開発に関する技術プロジェクトのうち養蚕・園芸及び流通加工に係る技術協力プロジェクトの実施計画の作成に関すること。 (7) 前号に掲げる技術協力プロジェクトの設計及び実施(無償協力調達部の所掌に属するものを除く)に関すること。

職 名	氏 名	所 掌 業 務
課長代理 農業技術協力課	小野英男 二瓶瓶義助 (兼)新田俊之 鉦之原節夫 柏原裕 水野隆	<p>予算、機材供与関係、プロジェクト総括 予算、研修員関係、プロジェクト総括、インドネシア家畜衛生、メキシコ家畜衛生センター イドネシア養蚕開発、インドネシアボゴール農大 タイ家畜衛生、インドネシア動物医薬品検定 タイカセサート大学(研究)(普及・機械)、マダガスカル北部畜産開発 バングラデシュ園芸研究、パラグアイ家畜繁殖、タイとうもろこし産業開発</p> <p>(1) 農業開発に関する技術協力プロジェクトの実施計画の作成に関する事。 (2) 農業開発に関する技術協力プロジェクトの設計及び実施に関する事。</p>
課長代理 農業技術協力課	川又利章 (兼)青木正憲 金重憲二 岩崎山見 亀見藤寛 齊藤寛	<p>下記プロジェクトの総括、研修員の受入、専門家派遣に関する事。 タンザニアキリマンジャロ農業開発計画、ホンデユラス農業開発研修センター インドネシア農業開発リモートセンシング計画、インドネシアかんがい排水施工技術センター計画 タイかんがい農業開発計画、ブラジルリベイラ川流域農業開発計画、インド普及センター(アフターケア) パラグアイ農業開発計画、バングラデシュ農業大学、タイ農協組織育成計画 ネパールジャナカプール農業開発計画、マレーシア水管理訓練計画</p> <p>下記プロジェクトの総括、機材供与、調査団派遣、報告書作成に関する事。 インドネシア作物保護強化計画 フィリピンカガヤン農業開発計画、インドネシア農業研究計画 タイ雑草研究計画、ブラジル農業研究計画 エジプト米作機械化計画、タイ東北タイ農業開発研究計画 韓国農業気象災害研究、ビルマ中央農業開発訓練センター、フィリピンパイロット農場(アフターケア) インドネシア中堅技術者養成計画、フィリピンボホール農業開発計画、マレーシア稲作機械化訓練協力(アフターケア) 畜産開発課兼務</p> <p>(1) 農業開発に伴う周辺関連施設整備及び試験的事業等に対する貸付等に係る調査に関する事。 (2) 農業開発に伴う周辺関連施設整備及び試験的事業等に対する貸付等及び貸付等の管理に関する事。</p>
課長代理 農業投融資課	沢田茂 佐藤忠 本郷豊 大野重紀 青木正志	<p>課内各担当業務の総括、農林業協力(以下、3号業務という)に係る出資・貸付及び管理に関する事、外部との調整連絡3号業務に係る調査及び技術指導(研修員受入専門家派遣)に関する事。投融資予算に関する事。 3号業務に係る出資・貸付及び管理に関する事、開発協力業務の調査及び技術指導に関する事、日伯農業開発協力事業に関する事。 3号業務に係る出資・貸付及び管理に関する事、開発協力業務の調査及び技術指導に関する事、イタプア製油投資(株)に関する事。 農業技術協力課兼務</p>

(3) 林業水産開発協力部

職 名	氏 名	所 掌 業 務
部長 林業開発課	波 辺 佳	(1) 林業開発に関する技術協力及び開発協力の調査に係る実施計画の作成に関すること。 (2) 林業開発に関する技術協力及び開発協力の調査の実施に関すること。 (3) 林業開発に関する技術協力プロジェクトの実施計画の作成に関すること。 (4) 林業開発に関する技術協力プロジェクトの実施に関すること。 (5) 林業開発に関する施設等整備事業の受託及び実施に関すること。 (6) 林業開発に関する技術の指導に関すること。 (7) 林業開発協力部の所掌事務で、他課の所掌に属さないものに関すること。
課長代理	角 谷 宏 二 青 山 兼	林業に係る開発調査、開発協力調査及び技術協力プロジェクトの計画及び実施に関する業務の総括調整及び下記以外の調整中の案件
	野 末 雅 彦 鮎 川 達 鈴 木 忠 徳 (兼)安 室 正 彦	ペルーアマゾン林業現地実証、南部パラグアイ農林業開発、中国木材総合利用研究所 南スマトラ森林造成、ムラワルマン大学熱帯降雨林造林研究センター、パナマ共和国林業資源調査、ブルネイ森林研究センター タイ造林研究訓練、ブラジル・サン・パウロ林研、タイ木材生産技術訓練 パンタバンガン林業開発、パラグアイ北東部林業資源調査、パラグアイ・カピバリ地区森林造成計画、マレーシア・ベンコカ地区造林・再入植計画、開発協力調査
課長代理	鈴 木 美 津 子 橋 浦 廣 志 中 村 光 夫 篠 田 邦 裕 草 間 政 幸	庶務 水産業技術協力室勤務 " " "
林業投融资課		林業開発に伴う周辺関連施設整備及び試験的事業に対する貸付け等及び貸付け等の管理に関することならびに、貸付け等に係る調査に関すること。
課長代理	飯 村 圭 司 波 辺 彦 小 竹 貢 相 葉 学 中 内 消 文 安 室 正 彦 佐 伯 靖 彦	林業開発関係資金貸付に係る業務に関する総括、調整 林業開発関係資金貸付審査執行、管理、調査に関する事項 林業関連関係資金貸付審査執行、管理、調査に関する事項 水産業技術協力室兼務 林業開発課兼務 水産業に係る技術協力プロジェクトその他特命事項に関すること。
調査役 水産業技術協力室 室長代理	(兼)佐 伯 靖 彦 (兼)橋 浦 廣 志 (兼)中 村 光 夫 (兼)中 内 消 文 (兼)篠 田 邦 裕 (兼)草 間 政 幸	水産業に係る技術協力プロジェクト、資源調査等に関する業務の総括調整及び下記以外の調整中(フィジー水産資源調査、マレーシア農科大学海洋水産学部)の案件 チリ水産養殖、パナマ水産資源調査、フィジー水産養殖 ア首連水産増養殖センター建設計画、アルゼンティン漁業訓練センター、ホンデユラス水産資源調査 ペルー水産加工センター、チリ沿岸漁業訓練普及計画、フィリピン水産物流通システム整備計画調査 タイ沿岸養殖、インドネシア浅海養殖

Ⅳ 新 設 ・ 改 正 さ れ た 制 度

(58 . 2 ~ 59 . 1)

A 専 門 家 処 遇 関 係

企共第5-2号
昭和58年5月26日

関係各部・室・事務局長
海外事務所の長殿
関係海外駐在員

企画部長

国際協力事業団海外共済会の弔慰金の額等の改正について

国際協力事業団海外共済会の業務運営規則及び福祉事業を定める規則の一部が、昭和58年4月1日以降別添のとおり改正されたので通知する。

改正の要点は下記のとおりである。

記

1. 弔慰金給付額の引上げ

次のとおり弔慰金の給付額を引上げた。

(1) 専門家等本人が死亡した場合：従来の3,200万円を3,700万円に

(注) 専門家等が死亡した場合、遺族特別給付金を加えると遺族に支給される給付の総額は、3,800万円になる。

(別添)

国際協力事業団海外共済会の業務運営規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

昭和58年5月19日

国際協力事業団海外共済会
会長 堀内伸介

海共規則第21号

国際協力事業団海外共済会の業務運営規則の
一部を改正する規則

国際協力事業団海外共済会の業務運営規則(昭和50年海共規則第1号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「3,200万円」を「3,700万円」に改める。

附則

この規則は、昭和58年4月1日から適用する。

専門家の派遣手当等支給基準の一部を改正する違を次のとおり定める。

昭和58年6月7日

国際協力事業団
総裁 有田圭輔

国協達第15号

専門家の派遣手当等支給基準の一部を改正する違

専門家の派遣手当等支給基準(昭和52年国協達第21号)の一部を次のように改正する。
別表第2を次のように改める。

別表第2

住居手当限度額

58.4.1より適用(単位:米ドル)

任 国	専門家の号	特 号		1 号		2 号		3 号	4 号	5 号		6 号	
		1	2	1	2	1	2			1	2	1	2
アジア	バングラデシュ	1,336	1,040	993	947	900	854	799	743	688	632	632	632
	ブータン	412	320	306	292	278	264	246	229	212	195	195	195
	ビルマ	981	763	729	695	661	627	586	545	504	464	464	464
	カンボディア	634	493	471	449	427	405	379	352	326	300	300	300
	中華人民共和国	1,524	1,185	1,132	1,080	1,027	974	911	847	784	720	720	720
	インドネシア	1,129	879	840	800	761	722	675	628	580	533	533	533
	インドネシア	2,153	1,675	1,600	1,525	1,451	1,376	1,286	1,196	1,107	1,017	1,017	1,017
	ラオス	1,580	1,229	1,175	1,120	1,065	1,010	944	878	812	746	746	746
	マレーシア	1,737	1,351	1,291	1,231	1,171	1,110	1,038	965	893	820	820	820
	モルデイブ	1,541	1,199	1,146	1,092	1,039	985	921	856	792	728	728	728
	モンゴル	412	320	306	292	278	264	246	229	212	195	195	195
	ネパール	1,003	780	745	710	676	640	599	557	516	474	474	474
	パキスタン	684	532	509	485	461	437	409	380	352	324	324	324
	フィリピン	827	644	615	586	557	528	494	460	425	391	391	391
	シンガポール	1,944	1,512	1,445	1,378	1,311	1,243	1,162	1,080	1,000	919	919	919
	スリ・ランカ	2,476	1,926	1,840	1,754	1,668	1,582	1,479	1,376	1,272	1,169	1,169	1,169
		1,372	1,067	1,020	972	924	876	820	762	705	648	648	648

任 国	専門家の号	特 号		1 号		2 号		3 号	4 号	5 号		6 号	
		1	2	1	2	1	2			1	2		
												1	2
アジア	タイ	1,154	897	857	817	777	737	689	641	593	545	545	545
	クウェート	762	593	567	540	514	487	456	424	392	360	360	360
中近東	アフガニスタン	895	696	665	634	603	572	535	497	460	423	423	423
	アルジェリア	5,283	4,109	3,925	3,742	3,559	3,375	3,155	2,935	2,715	2,495	2,495	2,495
	バハレーン	868	675	645	614	584	554	518	482	446	410	410	410
	エジプト	2,389	1,859	1,776	1,693	1,610	1,527	1,426	1,328	1,228	1,128	1,128	1,128
	イラン	4,040	3,142	3,002	2,862	2,722	2,581	2,413	2,244	2,076	1,908	1,908	1,908
	イラク	7,006	5,449	5,206	4,963	4,720	4,476	4,184	3,892	3,600	3,308	3,308	3,308
	イスラエル	1,248	970	927	884	840	797	745	693	641	589	589	589
	ジョルダン	3,700	2,878	2,750	2,621	2,492	2,364	2,210	2,056	1,902	1,748	1,748	1,748
	クウェート	4,715	3,668	3,504	3,340	3,176	3,012	2,816	2,620	2,424	2,227	2,227	2,227
	レバノン	2,864	2,228	2,129	2,029	1,930	1,830	1,711	1,592	1,472	1,353	1,353	1,353
	リビア	5,406	4,205	4,018	3,830	3,642	3,454	3,229	3,004	2,779	2,553	2,553	2,553
	モロッコ	1,148	893	854	814	774	734	686	638	590	542	542	542
	オマーン	5,769	4,487	4,287	4,087	3,887	3,686	3,446	3,205	2,965	2,724	2,724	2,724
	カタール	4,942	4,942	4,722	4,501	4,280	4,060	3,795	3,530	3,265	3,000	3,000	3,000
	サウディ・アラビア	7,570	7,570	7,231	6,893	6,555	6,216	5,811	5,407	5,002	4,597	4,597	4,597
	スーダン	2,704	2,104	2,010	1,916	1,823	1,688	1,596	1,503	1,390	1,277	1,277	1,277
	シリア	3,881	3,019	2,864	2,749	2,615	2,480	2,316	2,156	1,995	1,833	1,833	1,833

任 国	専門家の号		特 号		1 号		2 号		3 号		4 号		5 号		6 号	
	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
中近東	テニシ	976	1,254	932	889	845	802	749	697	645	593	593	593	593	593	593
	トル	1,164	1,497	1,113	1,061	1,009	957	894	832	770	707	707	707	707	707	707
	イエメン	3,115	4,005	2,976	2,837	2,698	2,559	2,392	2,225	2,059	1,892	1,892	1,892	1,892	1,892	1,892
	南イエメン	1,948	2,504	1,861	1,774	1,687	1,600	1,496	1,392	1,267	1,183	1,183	1,183	1,183	1,183	1,183
	アラブ首長国連邦	5,779	5,779	5,521	5,263	5,005	4,747	4,437	4,128	3,818	3,508	3,508	3,508	3,508	3,508	3,508
	アフリカ	639	821	610	582	554	525	491	456	422	388	388	388	388	388	388
	ベナン	639	821	610	582	554	525	491	456	422	388	388	388	388	388	388
	ボツワナ	347	445	331	316	300	284	266	248	229	211	211	211	211	211	211
	ブルンディ	639	821	610	582	554	525	491	456	422	388	388	388	388	388	388
	カメルーン	639	821	610	582	554	525	491	456	422	388	388	388	388	388	388
カーボ・ヴェルデ	639	821	610	582	554	525	491	456	422	388	388	388	388	388	388	
中央アフリカ	641	824	613	584	555	527	493	458	424	390	390	390	390	390	390	
チャード	639	821	610	582	554	525	491	456	422	388	388	388	388	388	388	
コモロ	420	540	402	383	364	345	323	300	278	256	256	256	256	256	256	
コンゴ	639	821	610	582	554	525	491	456	422	388	388	388	388	388	388	
ジブチ	462	594	442	421	400	380	355	330	305	280	280	280	280	280	280	
赤道ギニア	639	821	610	582	554	525	491	456	422	388	388	388	388	388	388	
エチオピア	1,836	2,360	1,755	1,672	1,591	1,508	1,410	1,312	1,213	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	
ガボーン	2,533	3,257	2,420	2,307	2,195	2,082	1,946	1,810	1,674	1,539	1,539	1,539	1,539	1,539	1,539	

任 国	専門家の号		特 号		1 号		2 号		3 号		4 号		5 号		6 号	
	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
アフリカ	ガボン	639	821	610	582	554	525	491	456	422	388	388	388	388	388	388
	ガナ	2,044	2,627	1,952	1,861	1,770	1,679	1,569	1,460	1,350	1,240	1,240	1,240	1,240	1,240	1,240
	ギニア	3,352	4,310	3,203	3,053	2,904	2,754	2,575	2,395	2,216	2,036	2,036	2,036	2,036	2,036	2,036
	ギニア・ビサウ	639	821	610	582	554	525	491	456	422	388	388	388	388	388	388
	象牙海岸共和国	2,604	3,347	2,487	2,371	2,255	2,138	1,999	1,860	1,721	1,581	1,581	1,581	1,581	1,581	1,581
	ケニア	1,452	1,867	1,387	1,322	1,257	1,192	1,115	1,037	960	882	882	882	882	882	882
	レソト	325	418	311	296	282	268	250	232	215	198	198	198	198	198	198
	リベリア	975	1,253	932	888	845	801	749	696	644	592	592	592	592	592	592
	マダガスカル	669	861	640	610	580	550	514	478	442	407	407	407	407	407	407
	マラウイ	883	1,135	844	804	765	725	678	631	584	536	536	536	536	536	536
	マリ	639	821	610	582	554	525	491	456	422	388	388	388	388	388	388
	モーリタニア	639	821	610	582	554	525	491	456	422	388	388	388	388	388	388
	モーリシャス	420	540	402	383	364	345	323	300	278	256	256	256	256	256	256
	モザンビーク	442	568	423	403	383	363	340	316	292	268	268	268	268	268	268
	ニジェール	639	821	610	582	554	525	491	456	422	388	388	388	388	388	388
	ナイジェリア	6,667	8,572	6,369	6,072	5,774	5,476	5,119	4,762	4,405	4,048	4,048	4,048	4,048	4,048	4,048
	ルワンダ	639	821	610	582	554	525	491	456	422	388	388	388	388	388	388
サントメ・プリンシペ	639	821	610	582	554	525	491	456	422	388	388	388	388	388	388	
セネガル	1,186	1,524	1,133	1,080	1,027	974	911	847	783	720	720	720	720	720	720	

任 国	専門家の号		特 号		1 号		2 号		3 号	4 号	5 号		6 号	
	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
アフリカ	540	420	402	383	364	345	323	300	278	256	256	256	256	256
セイシェル	821	639	610	582	554	525	491	456	422	388	388	388	388	388
シエラ・レオネ	594	462	441	421	400	380	355	330	305	280	280	280	280	280
ソマリア	418	325	311	296	282	268	250	232	215	198	198	198	198	198
スワジランド	1,426	1,109	1,060	1,011	961	912	852	792	733	674	674	674	674	674
タンザニア	821	639	610	582	554	525	491	456	422	388	388	388	388	388
トーゴ	508	396	378	360	343	325	304	283	262	240	240	240	240	240
ウガンダ	821	639	610	582	554	525	491	456	422	388	388	388	388	388
上ボルネオ	1,888	1,469	1,404	1,338	1,272	1,207	1,128	1,049	971	892	892	892	892	892
ザイール	3,923	3,052	2,915	2,779	2,643	2,507	2,343	2,180	2,016	1,852	1,852	1,852	1,852	1,852
ザンビア	1,620	1,260	1,240	1,148	1,092	1,036	968	900	833	765	765	765	765	765
ジンバブエ	2,769	2,154	2,058	1,962	1,866	1,769	1,654	1,539	1,424	1,308	1,308	1,308	1,308	1,308
中 南 米	648	504	482	460	437	415	388	360	334	307	307	307	307	307
アルゼンティン	648	504	482	460	437	415	388	360	334	307	307	307	307	307
パナマ	1,480	1,151	1,100	1,048	997	945	884	822	760	699	699	699	699	699
ボリビア	1,044	812	776	740	704	668	624	580	537	493	493	493	493	493
ブラジル	2,049	1,594	1,523	1,452	1,380	1,309	1,224	1,139	1,054	968	968	968	968	968
チリ	1,550	1,205	1,152	1,098	1,044	990	926	861	797	732	732	732	732	732
コロンビア	1,127	876	837	798	759	720	673	626	580	532	532	532	532	532
コスタ・リカ														

任 国	専門家の号		特 号		1 号		2 号		3 号	4 号	5 号		6 号	
	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
中 南 米	4,398	3,421	3,268	3,116	2,963	2,810	2,627	2,444	2,260	2,077	2,077	2,077	2,077	2,077
キューバ	648	504	482	460	437	415	388	360	334	307	307	307	307	307
ドミニカ	1,235	960	918	875	832	789	738	686	635	583	583	583	583	583
ドミニカ共和国	1,244	968	925	882	839	796	744	692	640	588	588	588	588	588
エクアドル	780	606	579	552	525	498	466	433	401	368	368	368	368	368
エル・サルヴァドル	648	504	482	460	437	415	388	360	334	307	307	307	307	307
グレナダ	1,156	900	860	820	780	739	691	643	595	547	547	547	547	547
グアテマラ	648	504	482	460	437	415	388	360	334	307	307	307	307	307
ガイアナ	713	555	530	505	480	456	426	396	367	337	337	337	337	337
ハイチ	1,163	904	864	824	784	743	695	646	598	549	549	549	549	549
ホンデュラス	713	555	530	505	480	456	426	396	367	337	337	337	337	337
ジャマイカ	1,649	1,283	1,226	1,168	1,112	1,054	985	916	848	779	779	779	779	779
メキシコ	1,744	1,356	1,296	1,236	1,176	1,115	1,042	969	896	824	824	824	824	824
ニカラグア	1,822	1,417	1,354	1,291	1,228	1,164	1,088	1,012	936	860	860	860	860	860
パナマ	1,439	1,120	1,070	1,020	970	920	860	800	740	680	680	680	680	680
パラグアイ	1,482	1,153	1,102	1,050	999	947	885	824	762	700	700	700	700	700
ペルー	648	504	482	460	437	415	388	360	334	307	307	307	307	307
セント・ルシア	648	504	482	460	437	415	388	360	334	307	307	307	307	307
セント・ヴァンセント	2,996	2,330	2,226	2,122	2,018	1,914	1,789	1,664	1,540	1,415	1,415	1,415	1,415	1,415
スリナム														

任 国	専門家の号	特 号		1 号		2 号		3 号	4 号	5 号		6 号	
		1	2	1	2	1	2			1	2	1	2
								1	2				
中南米	トリニダード・トバゴ	2,202	1,713	1,637	1,560	1,484	1,407	1,316	1,224	1,132	1,040	1,040	1,040
	ウルグァイ	1,214	944	903	860	818	776	725	675	624	574	574	574
	ヴェネズエラ	4,175	3,248	3,103	2,958	2,813	2,668	2,494	2,320	2,146	1,972	1,972	1,972
大洋州	オーストラリア	913	710	678	646	615	583	545	507	469	431	431	431
	フィジー	1,091	848	811	773	736	697	652	606	560	515	515	515
	キリバース	580	452	431	411	391	371	347	323	299	275	275	275
	ナウル	580	452	431	411	391	371	347	323	299	275	275	275
	パプア・ニューギニア	4,197	3,265	3,119	2,974	2,828	2,681	2,507	2,332	2,157	1,982	1,982	1,982
	ソロモン	1,440	1,120	1,071	1,020	971	920	860	800	740	680	680	680
	トンガ	580	452	431	411	391	371	347	323	299	275	275	275
	トウヴァル	580	452	431	411	391	371	347	323	299	275	275	275
	ヴァヌアツ	580	452	431	411	391	371	347	323	299	275	275	275
	西サモア	580	452	431	411	391	371	347	323	299	275	275	275
欧 州	オーストリア	1,450	1,128	1,078	1,027	977	926	866	806	745	685	685	685
	イタリア	930	724	691	659	627	595	556	517	478	440	440	440
	マールタ	487	379	362	345	328	312	291	271	250	230	230	230
	スイス	1,681	1,307	1,249	1,191	1,133	1,074	1,004	934	864	794	794	794
	ユーゴスラヴィア	2,781	2,163	2,067	1,970	1,874	1,777	1,661	1,545	1,429	1,313	1,313	1,313

附 則

- この達は、制定の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。
- 昭和58年4月1日(以下「適用日」という。)において、現に派遣中の専門家について、その者に係る別表第2に定める住居手当の限度額が、適用日の前日にその者に現に支給されている住居手当の額(以下「現支給額」という。)を下回っているときは、当該住宅の賃貸契約の期間中、現支給額をもってその者の住居手当の限度額とする。

国際協力専門員に関する達を次のとおり定める。

昭和58年11月30日

国際協力事業団
総裁 有田 圭 輔

国協達第23号

国際協力専門員に関する達

(目 的)

第 1 条 この達は、国際協力事業団(以下「事業団」という。)が、技術協力専門家としての適性を有し、かつ、ライフワークとして国際協力業務に従事することを志向する者を、国際協力専門員(以下「専門員」という。)として適切に確保し、開発途上地域及び国内において技術協力活動の中核として活用する等その効率的運用を図り、もって国際協力の効率的推進に資することを目的とする。

(専門員の確保)

第 2 条 事業団は、業務の必要に応じた的確な専門分野において適格な資格要件を満たす者の中から、總裁の委嘱により専門員を確保するものとする。

(専門員の業務)

第 3 条 専門員は、主として開発途上地域において専門家(専門家の派遣手当等支給基準(昭和52年国協達第21号)第2条に規定するものをいう。以下同じ。)として技術協力、又は開発協力の業務に従事すること(以下「海外派遣」という。)とし、海外派遣以外の期間にあっては、国内において特定の国際協力業務に従事し、又はこれに関連する業務に参画するものとする。

(業務の遂行)

第 4 条 専門員は、国際協力総合研修所長(以下「研修所長」という。)がその都度内容を指定して委嘱する業務について、国際協力の趣旨を体し、法令及び諸規程を遵守し、誠実にその業務を遂行するものとする。

2 専門員は、海外派遣を委嘱されたときは、正当な理由があると認められる場合を除きこれを受けなければならない。

3 海外派遣を委嘱された専門員の業務及び処遇については、別に定める専門家の海外派遣の取扱いによる。

(禁止行為)

第 5 条 専門員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 事業団の名誉をき損し、又は利益を害すること。
- (2) 業務上知り得た秘密を他に漏らすこと。専門員の委嘱期間を終了した後も同じ。ただし、特別の事情がある場合で、事業団の許可を受けたときは、この限りでない。
- (3) 業務に関連して、他人からみだりに金銭、物品その他の利益を受けること。

(寄稿等をする場合の措置)

第 6 条 専門員は、業務に関して新聞、雑誌等に寄稿し、又は出版し、若しくは講演等をしようとするときは、あらかじめ事業団の承認を得るものとする。

(休 業)

第 7 条 専門員は、傷病その他止むを得ない事由により、休業しようとするときは、その事由及び期間を明らかにして、あらかじめ研修所長の承認を得るものとする。

2 専門員は、研修所長の承認を得て、その業務に関連する事項に関し国内又は海外において事業団以外の機関の業務に従事すること(第4条第3項の規定に基づく海外派遣及び第10条の規定に基づく研修を除く。)ができる。この場合において研修所長は当該業務に従事する期間については、休業したものとして取扱う。

(業務停止)

第 8 条 専門員が刑事事件に関し起訴されたときは、業務を停止されることがある。

(出 張)

第 9 条 専門員は、事業団の業務のため海外又は国内の出張を委嘱されることがある。

- 2 前項の規定により、出張を委嘱された専門員には、別に定めるところにより旅費を支給する。
- 3 第1項の規定により出張を委嘱された専門員は、出張後すみやかに出張に係る事項について報告するものとする。

(研 修)

第 10 条 専門員は、業務に関する必要な知識の習得及び海外派遣に必要な専門技術の向上、補完又は開発のため、事業団が必要と認める研修に参加するものとする。

2 専門員は、専門家の模範となるよう常に自己研鑽に努めなければならない。

(報 酬)

第 11 条 専門員は、別に定めるところにより報酬が支払われる。

(委 嘱 要 件)

第 12 条 専門員の委嘱は、次の各号に掲げる資格要件にてらして行うものとする。

- (1) 国際協力を理解し、海外派遣を主体とする国際協力業務に従事することを志向すること。
- (2) 技術協力又は開発協力に必要な相当の専門技術能力を有すること。
- (3) 専門家として必要な資質と語学力を備え、かつ、国際協力の実務に通じていること。
- (4) 海外派遣又はこれに準ずる海外での技術指導の経験を有すること。
- (5) 原則として満30才以上の者(新たに委嘱されるものについては、満30才以上50才以下の者)で、海外派遣に耐え得る心身ともに健全なものであること。

(委 嘱 の 期 間)

第 13 条 専門員の委嘱の期間は、事業団が行う国際協力業務の必要に応じ適当と認められる期間とする。

2 前項に定める委嘱の期間が、満了する専門員であって、満60才未満の者については、前条に掲げる委嘱の要件及び次条に定める解嘱の要件並びに前項に定める期間におけるその者の業務成

績等にてらして良好と認められる場合においては、総裁は、その者に対し再委嘱するものとする。

3 前項の規定により再委嘱された専門員が、満60才に達したときは、その者に対する委嘱は終了する。ただし、総裁が特に必要と認める者については、5年を限度に、1年以内の期間を単位として、専門員との合意する条件で委嘱を更新することができる。

(解 嘱)

第14条 専門員は、次の各号の一に該当するときは、解嘱される。

- (1) 心身の著しい障害のため業務の遂行に障害があり、又はこれに耐えられないと認められるとき。
- (2) 第12条に掲げる委嘱の資格要件を著しく欠くに至ったとき、その他業務を遂行する者としてふさわしくないと認められるとき。
- (3) 法令その他事業団の諸規則に違反し、又は業務上の義務に違背し、若しくは業務を怠ったときで、それが重大であると認められるとき。
- (4) 6カ月以上の承認された休業につきその期間を超えて執務しないとき。
- (5) 業務上の傷病のため、療養に要する期間が3年を越えるとき。
- (6) 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (7) 委嘱期間が満了したとき。
- (8) 自己の都合により解嘱を希望し、その旨申し出た日から2週間を経過したとき。
- (9) 事業団の業務上止むを得ない事由が生じたとき。

(審 査)

第15条 事業団は、専門員について、別に定めるところにより、委嘱期間中一定期間ごとに及び必要に応じ、専門員としての適格性、業務成績等について審査するものとする。

(表 彰)

第16条 事業団は、専門員が業務上特に功績があると認められるときは、その者を表彰することができる。

2 前項の表彰に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この達は、昭和58年11月30日から施行する。

国際協力専門員手当支払基準を次のとおり定める。

昭和58年11月30日

国際協力事業団

総裁 有 田 圭 輔

国協達第24号

国際協力専門員手当支払基準

(趣 旨)

第1条 この達は、国際協力専門員に関する達(昭和58年国協達第23号)第11条に規定する国際協力専門員の報酬として支払われる手当に関する事項について定めるものとする。

(定 義)

第2条 この達における用語の意義は、国際協力専門員に関する達の定めるところによる。

(専門員の号)

第3条 専門員の号は、1号、2号、3号、4号、5号、6号及び7号の7種類とする。

(号の適用)

第4条 新たに委嘱する場合の専門員の号については、その者の学歴、経験等を勘案し、前条に掲げる号の区分のうち適当と認められる号を適用する。

2 専門員の号が、本人の能力、知識、経験、業務成績等にかんがみ又は他の専門員との均衡上、不適当と認められる場合には、その者の号を他の適当と認められる号に適宜加減調整することができる。

(手当の区分)

第5条 専門員の手当は、基本手当及び特別手当とする。

(基本手当)

第6条 基本手当は、月額によることとし、専門員の号の区分に応じ、別表に掲げる定額により支払う。

(基本手当の支給方法)

第7条 基本手当は、所得税その他法令により控除すべき金額を控除し、原則として通貨をもって、直接本人に支払う。

2 基本手当は、その月の1日から末日までの分を1箇月分とし、支払う。

3 月の途中において異動を生じたときの基本手当の額は、その事実の発生した日を基準として、日割りによって計算する。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず特別の事情ある場合は、別の取扱いによることができる。

(基本手当の減額)

第 8 条 専門員が休業したときは、その休業につき特に承認のあった場合を除くほか、休業した日について前条第 3 項の規定により計算して得た額を減額して基本手当を支払う。

2 休業につき特に承認のあった場合における基本手当の減額に関する取扱いについては、別に定めるところによる。

(特別手当)

第 9 条 特別手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する専門員に対し、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の業務従事期間及び業務成績に応じて、研修所長が定める日に支払う。これらの基準日前 1 箇月以内に解雇され、又は死亡した専門員についても同様とする。

2 特別手当の額は、別に定めるところによる。

(海外派遣中の手当)

第 10 条 海外派遣中の専門員には、その期間中、基本手当及び特別手当のほか、専門家の派遣手当等支給基準(昭和 52 年国協達第 2 1 号)に定めるところにより、派遣手当を支給する。

(端数の処理)

第 11 条 手当の支給額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(細 則)

第 12 条 この達に定めるもののほか、この達の実施に関し必要な細則は、別に定める。

附 則

この達は、昭和 58 年 11 月 30 日から施行する。

別 表

国際協力専門員基本手当表

号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号
基本手当の月額	451,100円	409,600円	380,300円	352,800円	325,200円

号	6 号	7 号
基本手当の月額	298,200円	270,400円

B プロジェクト業務関係

1. 事前調査の共通T/R と 調査事例（タイ労災リハビリセンター）

A 事前調査の共通T/R

1. 一般的な心構え

(1) 事前調査の重要性の認識

事前調査は、プロジェクト方式技術協力の実施の可否を定める情報を現地にて本格的に収集する機会であり、通例本調査の結果によって、プロジェクト策定の大きな方向付けが定まってしまうので極めて重要な調査である。特にプロ技協の場合通常5年程度の長期間にわたって多くの関係者及び資金を拘束することになるので調査団の責任は重い。

(2) 数値化した資料、事実の収集

事前調査は事実関係の把握が任務であり、プロジェクト実施の可否を判断する事が目的ではない従って、帰国後国内関係者の判断を容易にする客観的な情報、資料の収集が第一義的に要求される。特に受入国関係者は往々にして、プロジェクト実現のため、ことさら状況を美化、楽観視する傾向があるだけに客観的な資料がどうしても必要である。

但し、開発途上国が相手だけに、プロジェクトに関する数値的な資料、統計情報も十分に整っていないのが一般的であるので、関心事項を極力具体的に示し、先方が答えやすいように配慮する必要がある。

(3) わが方主張の明確な伝達

調査中現地関係者の熱意にほだされ、ついつい迎合的な態度を取りたくなるが、先方関係者の主張は主張として本邦に持ち返ることを約しつつ、必要な反論、我が方事情、制約の説明等は明確に行う必要がある。また、我が国の技術協力の仕組み、一般概要等も参考事項として先方に伝える必要がある。

わが国の立場を率直に伝え、先方がそれを素直に受け入れる条件が最も整っているのが事前調査の段階であり、この点極めて重要である。

2. 必須調査項目

事前調査において調査すべき点は数多いが、過去の経験上、確認する事が是非とも必要な項目を最低限列挙すれば次の通りである。

(1) 先方全体計画の中におけるプロジェクトの位置付け

(2) 技術協力の目標

(3) 先方実施体制

(a) 予算措置

(b) カウンターパート確保の見通し

(c) 体制一般

3. 調査方法

一口に調査方法といっても、具体的にどうやって先方関係者より所要の情報を聞き出すかについては、調査団員としては最も苦勞する点と思われるので、上記2.調査項目を更に細分化し、先方より聴取すべき点を具体的に列挙すれば次の通り。

(1) 先方全体計画の中におけるプロジェクトの位置付け

- イ 国家開発計画の有無の確認、計画書の総論及び当該プロジェクト言及部分のコピー入手
- ロ 政府首脳演説等において言及があれば新聞記事等資料入手
- ハ 当該プロジェクトに関わる主要経済指標、関連統計（失業率、農業、工業生産高、輸出入高、その割合等プロジェクトの内容に応じ、プロジェクト実施の必要性を示す根拠となるもの）の把握
- ニ 技術移転の成果（訓練終了者、研究成果）が如何なる組織、資金手当により、如何に国家開発計画に活用されるのか、具体的組織名、既存組織の現状、数、予算手当額、直接受益者及び普及員の数及び技術レベル、社会慣習への配慮等極力具体的にその流れを把握
- ホ プロジェクト分野の現状（政府施策の現状、同様既存施設の有無、諸外国、国際機関の同様協力プロジェクトの有無、我が方要請プロジェクトとの相関関係の有無等）
- ヘ プロジェクトの優先度、緊急性の確認（優先分野の具体的なリスト、緊急性を有する具体的な理由）

(2) 技術協力の目標

- イ 国家開発計画或いは、なんらかの全体計画の中でのプロジェクトの位置付けが明らかになる形で技術協力の目標を確認する。目標を数値化することは必ずしも必要ないが、出来る限り具体的な目標を先方より引き出すことが望まれる。
- ロ 協力期間はR/D上最大5年迄しか設定できないので、その点を十分に留意して、協力期間内に確実に達成できる目標について先方と協議する必要がある。
- ハ 目標達成の前提として、建物建設、カウンターパート確保、技術普及体制整備等、受入国側の措置が必要な場合は、これら措置の必要性につき先方に十分に説明の上、文書形で目標達成の前提条件としての先方の責任を明らかにする。

（注）本項の下における「目標」とは、我が方が協力することにより達成される具体的な目標を意味し、いわゆる「プロジェクトの目標」よりは狭い概念である。

(3) 先方実施体制

(a) 予算措置

- イ 先方実施機関及び政府予算の年間予算額（管理費、事業費の内訳、過去3年間の予算の推移を含む）
- ロ プロジェクト予算推計額の確認（建物の平米当り建築単価、最低賃金、平均賃金、

建物の平米当りランニング・コスト、訓練コース運営費単価等算出根拠も併せて確認する。）

- ハ プロジェクト予算推計額の人員費、管理費、教材費内訳の確認
 - ニ 予算手当額の確認、実施機関の年間予算の伸び率と照らし合わせた上でのプロジェクト予算計画の妥当性の確認
 - ホ 外国援助と予算要求の間に相関関係を有する制度を取る国については、国内法上の根拠確認、法律のコピー入手、具体例の確認
 - ヘ プロジェクト実施のタイム・スケジュールと、先方予算要求のタイム・スケジュールのすり合わせ確認
- （注）本邦における同様プロジェクトのコスト実績の資料を持参して、具体例に基づいた議論を行うべきである。

(b) カウンターパート確保の見通し

- イ 円滑な技術移転を達成する上で必要なカウンターパートの数の確認
- ロ 配置可能なカウンターパートの数及び資格、リクルートの目的、具体的候補の有無の確認
- ハ 実施機関の総人員、所属専門家の総数、年間大学卒業者の数、該当専門分野の卒業生数等、国全体及び実施機関の当該専門分野専門家数の確認、カウンターパートをリクルートする可能性についての周辺情報の収集
- ニ カウンターパート給与の額、民間企業の給料水準との比較におけるカウンターパート定着率の推定、転業、国外流出に対する法的措置の有無等の確認

(c) 体制一般

- イ プロジェクトの運営形態と責任体制（実施機関と援助受入機関その他関係省庁との権限及び力関係、実施機関の設立年月日、組織図、人員、権限）の把握
- ロ 関連インフラ整備状況（給水、電気、燃料の確保、道路整備状況）の把握
- ハ 専門家の居住環境（自然条件、交通、通信、衛生、治安状況、特権免除一般）の把握

調査項目	調査方法内容	調査対象期間(S.52.11.15~77)	モニタープログラム要項調査内容・利用事項
調査対象の概況 現行市庁舎(旧市庁、市支庁の外 水………)の調査(旧市庁舎) (注)			
フロント・システム (基本システム、平均システム、システム コスト、システム運用費)			
4. 市の電力供給の現状と将来 (1) 調査・計画 モニター設立の目的		(4) 市庁(市支庁) 1983 14,000,000,000円 1984 17,000,000,000円 1985 12,000,000,000円 1986 12,000,000,000円 1987 12,000,000,000円 1988 12,000,000,000円 1989 12,000,000,000円 1990 12,000,000,000円 1991 12,000,000,000円 1992 12,000,000,000円 1993 12,000,000,000円	モニタープログラム要項調査内容・利用事項 1983 120,000,000円 (4) 市の電力供給(市支庁) 1984 150,000,000円 (モニター局長) (人件費) 1985 200,000,000円 (運用費)
所見立			(目的) 電力供給による生活環境の改善 電力供給の安定化による生活環境の改善 電力供給の安定化による生活環境の改善 電力供給の安定化による生活環境の改善

調査項目	調査方法内容	調査対象期間(S.52.11.15~77)	モニタープログラム要項調査内容・利用事項
調査対象の概況 現行市庁舎(旧市庁、市支庁の外 水………)の調査(旧市庁舎) (注)			
フロント・システム (基本システム、平均システム、システム コスト、システム運用費)			
4. 市の電力供給の現状と将来 (1) 調査・計画 モニター設立の目的		(4) 市庁(市支庁) 1983 14,000,000,000円 1984 17,000,000,000円 1985 12,000,000,000円 1986 12,000,000,000円 1987 12,000,000,000円 1988 12,000,000,000円 1989 12,000,000,000円 1990 12,000,000,000円 1991 12,000,000,000円 1992 12,000,000,000円 1993 12,000,000,000円	モニタープログラム要項調査内容・利用事項 1983 120,000,000円 (4) 市の電力供給(市支庁) 1984 150,000,000円 (モニター局長) (人件費) 1985 200,000,000円 (運用費)
所見立			(目的) 電力供給による生活環境の改善 電力供給の安定化による生活環境の改善 電力供給の安定化による生活環境の改善 電力供給の安定化による生活環境の改善

建物・施設の整備を要するプロジェクトの計画策定要領

- (3) 他方、建物・施設の整備には通常数年を要するので、R/Dが署名された時点から直ちに作業を始めたとしても建物・施設が完成して実際に本格的な協力を開始する迄に相当の空白期間が生じてしまい勝ちである。このため、5年の協力期間では工事に少しでも遅れが生ずると計画された技術移転が十分に達成されないのが従来の経験である。
- (4) 問題解決のための最も単純な方途は、R/Dの署名を建物・施設の完成時期に合わせて行うことである。しかるに、例えば無償資金協力により建物・施設を整備する場合でも、用地取得、整備の而で相手国政府が予算措置をとるためには、協力実施についての双方の合意をなんらかの文書に残すことを要求するのが通例である。
- (5) 上記の諸匠約のため、従来は相手国の計画を借用し、定型的な方式でR/Dを締結すると建物・施設の工事が数年遅れ、いざ協力を本格的に開始する段階に至った際にはR/Dの有効期間が残りわずかとなっているのが実情である。
- 4 上記を踏まえ今後は別紙の要領にて、建物・施設の整備問題に十分な注意を払い、柔軟に対応することとする。

1. 基本的考え方

- 協力計画の策定にあたっては、計画策定段階より可能な限り先方の既存施設を利用しうるようサイトの選定等を行うことが望ましい。
- 建物・施設を整備が必要不可欠とされる条件では、極力、無償資金協力との有機的組み合せを条件として協力実施の可能性を検討する。先方政府関係機関が自力にて必要施設を整備を行う旨言明した場合であっても、開発途上国の国情等を勘案すれば、通常1～2年の限られた期間内に必要施設を完成しうる可能性は低い（この点、近年の厳しい国際経済情勢を勘案すれば、中進国とされる国であっても例外ではない。）
- 相手国が無償資金協力供与対象国でない等建物・施設を整備を相手国政府機関の自助努力に頼らざるを得ない場合には、建物・施設を整備に要する期間と協力開始時期の設定に十分な注意を払うとともに、R/D締結方法を工夫し、建物・施設を整備が確実となった段階で協力活動が実施されるように計画を策定する。
- 施設整備の工期にもよるが、事前調査からR/D締結に至る期間が2年以上の長期に渡る場合は、実施協議等の費目の予算要求時期を従来通り画一的に事前調査の次年度とすることなく、建物・施設を整備工事の進捗状況を見極めつつ改定する必要がある。

2. 先方資金負担により建物・施設を整備する場合

- 相手国に建物・施設を整備を期待せざるを得ない場合には、例え施設が完成したとしても維持費が相当かかることもあり、先方の完全な対応を期待する事は、実際上極めて難しいので規模をできるだけ小さくした形で計画を策定する。
- 相手国の建物・施設を整備を促進するため、また、建物・施設が十分に整備された段階で本格的な技術協力活動を開始できるようにするための方法としては、具体的には次の手段を組合わせていくことが考えられる。
 - 事前調査の段階で先方予算措置、建物・施設を整備計画につき詳細に聴取し、計画の熟度を見極める。また、調査結果の報告書の形で、協力開始時までに先方の取るべき措置、施設建設スケジュールを文書にて先方に提示し、確認する。なお、同報告は調査結果として、チームが先方実施機関に対しありうべきスケジュール等につき報告確認するものであり、協力実施の具体的コミメントを行うものではない。このため、タイミングとしては、調査実施後我が方国内で各省協議等を行った後、先方実施機関に送付するのが一案である。
 - 長期調査員制度を活用して、現地における建物・施設を整備工事の進捗をモニタリングした上で様子を見てR/Dを締結する。

(3) 相手国政府は、施設建設予算の獲得のためになんらかの文書を要求するのが通例であり、新しい試みとしてはR/Dに暫定的な性格を持たせた文書（仮称：ミニッツとして様式等別途検討中）を取交すことも考えられる。この場合のミニッツとは協力開始までに双方の取るべき措置・条件を確認するものであり、事前調査実施後（同年度又は次年度の出来るだけ早期、実施協議・実施設計等の予算を使用）小人数のミッションを派遣して取り交すこととする。

(4) 先方の建物・施設の整備計画が相当程度煮詰まっており、近い将来完成する見通しが大なる時には、施設完成予定時期に見直しを行うことを前提に、或いは、R/D署名日と発効日をずらす形でR/Dを署名する。但し、署名日と発効日は同一年度内である必要がある。

(5) 協力の規模が大であり、施設完成前に相当の準備的協力が必要で、なをかつ、暫定的な施設が提供される確実な見通しがある場合には、協力を施設完成後の二段階に分けステージ別に、1 Phase の協力期間が5年を越えない範囲で協力期間を分割し、合計の協力期間が7～8年となる協力計画を策定する。この場合協力がいたずらに長引かないように、第2 Phase の協力に移行すべきか否かについては、第1 Phase の協力のエバリュエーション等を通じて、建物・施設の整備状況、先方実施体制の整備状況等を見究めつつ決定する（只、本方式は原則として無償資金協力により建物・施設を整備する場合に適用する）。

3. 建物・施設の整備を確実なものとするための上記各手段の組み合わせパターンをいくつか例示すれば次の通り。

(1) 建物・施設の完成後協力を開始する場合

(イ) 事前調査団報告書の活用

時期	第一年目	第二年目	第三年目
施設		着工	完成
技協	事前	報告書	R/D・発効

(ロ) 長期調査員制度の活用

時期	第一年目	第二年目	第三年目
施設		着工	完成
技協	事前	長調	長調 R/D・発効

(ハ) ミニッツ及び長期調査員の活用

時期	第一年目	第二年目	第三年目
施設		着工	完成
技協	事前	ミニッツ	長調 R/D・発効

(2) 建物・施設の完成以前に準備的な協力が必要な場合

(イ) R/D見直し条項の活用

時期	第一年目	第二年目	第三年目
施設		着工	完成
技協	事前	長調	R/D R/D見直し

(ロ) R/DのPhase分割の活用

時期	第一年目	第二年目	第三年目
施設		着工	完成
技協	事前	R/D (Phase 1)	R/D (Phase 2)

3. 無償資金協力により建物・施設を整備する場合

1. 建物・施設の整備を無償資金協力により行う場合は次の配慮が必要である。

(1) 技術協力の内容を建物・施設の設計等に十分反映するため、技術協力の事前調査を無償資金協力の事前調査又は基本設計調査前に先発もしくは同発させる。

(2) 長期調査員制度の活用（上記2. 2. (3)参照）、R/Dの見直し条項、発効日のスライド制（上記2. 2. (5)参照）及びR/DのPhase分割の活用（上記2. 2. (6)参照）を図り、滞りなく技術協力計画が実施できる段階になった時点で、R/Dが発効するよう調整する。

2. 協力スケジュールを調整し、効率的な技術協力の実施が図りうると考えられる、協力期間設定の具体的な例は次の通り。

(1) 建物・施設の整備が短期間の例

(イ) ビルマ中央農業開発センター

時期	第一年目	第二年目	第三年目
	56/12	57/3 57/6	58/3 58/6 58/9 59/3
無償	コンタクト	B/D	E/N 完成
技協	コンタクト	事前	長調・実施調査 R/D 発効

注) E/Dは基本設計調査

(ロ) チリ沿岸漁民訓練普及計画

時期	第一年目	第二年目	第三年目
	56/9	57/2 57/3	57/12 58/3・58/4
無償	B/D	E/N	完成
技協	事前	長調	R/D 発効

(2) 建物・施設の整備に長期間を要する例

(イ) ASEAN人造り(マレーシア)

時期	第一年目	第二年目	第三年目
	57/4 57/6 57/8 57/11		58/8~ 60/3
無償	事前—B/D—	E/N—	完成—
技協	事前—	R/D—	R/D見直し—

(ロ) 中日友好病院

時期	第一年目	第二年目	第三年目・第四年目	第五年目
	57/6 55/8 56/3	56/8 56/11		59/4
無償	事前—B/D—	E/N—	完成—	
技協		事前—	R/D (Phase 1)—	R/D (Phase 2)—

3. 技術普及広報費の運用のあり方について

(昭和58年6月22日 企画部長)
各部・室・事務局長 あて

昭和58年度新規予算項目について(甲)技術協力センター費、(甲)保健医療協力費、(甲)人口家族計画協力費、(甲)農林業協力費、および(甲)産業開発協力費の中に「技術普及広報費」が認められたことに伴い、その運用のありかたを下記のとおりとする。

記

(目的)

第1 技術普及広報は、技術協力プロジェクトの活動・成果の普及定着と相手国政府の政策への反映を図り、もって協力の円滑かつ効果的な実施を促進することを目的とする。

(実施方針)

第2 この実施に当っては、プロジェクトを取り巻く関係機関、地域住民及び報道関係者等を対象として、プロジェクトの目的、活動内容及び協力成果等をポスター、リーフレット又はパンフレット等にとりまとめ、関係者に周知せしめる活動を行なうものとする。

2. 技術普及広報費の支出費目及びその用途は別表による。

(申請)

第3 本件の申請は、海外事務所長(海外事務所が存在しない国にあつては当該プロジェクトのチームリーダー。以下「海外事務所長等」という。)が行なうものとする。

2. 海外事務所長等は、次の各号に掲げる書類を添付して総裁に申請するものとする。

- (1) 技術普及広報計画書
- (2) 経費概算見積書
- (3) その他総裁が必要と認める書類

(認定)

第4 総裁は、申請書を審査し適当であると認める場合は予算の範囲内で技術普及広報費の支給額を決定して、海外事務所長等に通知する。

(支給及び会計事務処理)

第5 技術普及広報費は、海外事務所長等に示達又は資金前渡するものとする。

2. 海外事務所長等は、技術普及広報費の示達又は資金前渡を受けた場合は、他の資金と区別して適正に経理するものとする。

(報告)

第6 海外事務所長等は、各年度末に当該年度に係る技術普及広報実施報告書を総裁に提出するとともに、当該技術普及広報事業が完了したときは速やかに完了報告書を総裁に提出するものとする。

2. 総裁は、技術普及広報事業の進捗状況に関し、適宜海外事務所長等に報告を求めることができる。

(その他)

第7 技術普及広報費に関してこの基準によりがたい場合又は特別の事情が発生した場合は、総裁の承認を得て、この基準の定めるところと異なる処理を行なうことができる。

別表

支出費目	使 途
結 謝 金	現地語翻訳料等技術普及広報に必要な謝金を整理する。
資材購入費	用紙およびディスプレイのための資材等技術普及広報に必要な資材購入費を整理する。
印刷製本費	ポスター、リーフレット及びパンフレット等の印刷料、製本料を整理する。
借料損料	技術普及広報に必要な器具、機械、施設、設備、車両等の借料、使用料損料を整理する。
備 入 費	技術普及広報に必要なタイピスト、運転手、補助入夫等の臨時雇上費を整理する。

参 考

技術普及広報費について

プロジェクト方式技術協力の現場レベルでの最も効果的な広報は、カンターパートの訓練を通じて技術移転を行ない、当該プロジェクトが相手国スタッフにより効率良く運営され、経済社会開発に貢献することである。専門家はそれぞれの分野においてカンターパートを育て、その尊敬を勝ちとることが仕事であると共に最大の広報であることを銘記されたい。しかし、プロジェクト実施の初期段階、あるいは、普及活動などにおいて、地域住民、行政機関などに協力の目的、新しい技術などが十分に理解されず、それがプロジェクト協力のスムーズな実施の妨げとなった例が見られた。例えば、インドネシアの養蚕協力の開始と殆ど同時期に微粒子病が在来種のまゆに蔓延し、絹の生産が激減した。インドネシア政府は養蚕農家に在来種の使用を禁止し、インドあるいは、日本からの輸入種を使用するように指導したところ従米自家製の種を使っていた農家に出費を強いることとなり、あたかもわが国が当該プロジェクトによって輸出を増加し、インドネシアの養蚕、絹生産を破壊しているがごとき報道が中央紙にも上り、問題となった。プロジェクト協力によって、微粒子病も二年間でコントロールされ、新たな原種も固定され、絹の生産も上り養蚕農家からもプロジェクトの指導に感謝されている。北スマトラの地域保健プロジェクトにおいては、治療、予防に先だって、寄生虫、感染症（コレラ、結核）の疫学調査が行なわれたが、日本人専門家は採血など調査だけして治療をしてくれないとの不満が出た。勿論疫学調査の完了によって、初めて、治療、予防の方針を述べる事が出来る訳である。

技術普及広報費は、行政機関、地域住民等にこのような誤解を与えることが予想されるプロジェクト、あるいは問題の生じたプロジェクトについてパンフレットなどにより、マスコミあるいは直接地域住民にプロジェクトの目的、方法などを広報する費用である。プロジェクトそのものの広報というよりは、その効率的実施上の諸問題解決のための費用である。

技術普及広報費及び学術資料提供について

(昭和58年7月21日付国協(農計)第7-177号)
各農林水産業関係プロジェクトリーダーあて農計部長

1. 技術普及広報費について

プロジェクト方式技術協力予算において、昭和58年度から新たに認められた技術普及広報費の運用のあり方が、今般別添のとおり定められたのでお知らせする。

本予算は、各予算項の(Ⅱ)現地業務費の中で認められたもので、(Ⅱ)農林業協力費では10件、(Ⅱ)産業開発協力費では10件、うち農林分2件(いずれも、1件当たり標準単価500千円)がそれぞれ予算化されている。

本予算は、パンフレット等の作成経費のほか、農民等を対象としたワークショップ、展示会、品評会等の開催等の経費(ただし、別添別表に規定された支出費目及び使途に限る。)についても支出することができるので、プロジェ

クトの性格、協力内容、進捗状況等に応じた最も効果的な技術普及広報の実施に本技術普及広報費を積極的に活用されたい。

なお、海外事務所所在国にあつては、本予算の申請者は海外事務所長となつて居るので、技術普及広報計画の策定に当たつては任国海外事務所長と十分協議されたい。

2. 学術資料提供について

昭和58年度予算で必要経費を要求したが認められなかつた学術資料提供については、既定事業費(回)実施計画費の運用により実施することとなり、そのうち、分野共通資料については、今般、(社)国際農林業協力協会を通じ各プロジェクトあて送付することとしたところであるが、このほか、各プロジェクト個々に必要とする学術資料があれば、併せて送付方を検討するので、プロジェクト担当部長あてにリスト(資料名、発行所)を提出されたい。

以 上

